

行政書士とうきょう 増刊号

Apr.2012 no.3

 東京都行政書士会

Puente

Vol.3

Opinion 大都市の高齢化

特集 ● 老後をどこで生きるか?

～悔いのないエンディングに向けて～



東京都行政書士会

〒153-0042 東京都目黒区青葉台3丁目1番6号

TEL.03-3477-2881

FAX.03-3463-0669

<http://www.tokyo-gyosei.or.jp/>

CONTENTS

- ・オピニオン—大都市の高齢化
- ・特集 老後をどこで生きるか？
～悔いのないエンディングに向けて～
- ・Column 「戦士」ではなく、「選手」の育成を
- ・インタビュー 「知的資産経営導入の現場から」
- ・もう一度考えたい法律と制度シリーズ その3
TPPが法律系士業に与える影響を考える
- ・帆を張る—発信する行政書士の業務外活動ファイル その3
「ビジネスの世界で契約書が無いのはおかしい」。
25歳にして出版社に宣戦布告した漫画家の、イノベーションの行方。
- ・法律実務検証
～外国人投資家に対する在留資格「資産運用・管理」・
投資ビザ「震災復興プロジェクト」の提案～
- ・活動レポート
- ・インフォメーション
- ・編集後記

大都市の高齢化

早稲田大学社会科学総合学術院教授

成富 正信

1. 高齢化の地域差

日本の高齢化率は、2010年で23%程度であったが、25年後の2035年に33.7%、45年後の2055年に40.5%に達すると見込まれている。つまり2010年に20歳だった人が高齢者の仲間入りをする時には、2.5人に1人が高齢者ということになる。

高齢化は日本のどの地域でも同じように進んでいるわけではない。これまではもっぱら農山漁村地域の高齢化が注目されてきた。いわゆる過疎問題は、若い世代がどんどん大都市部に移動した結果人口が減り、高齢者が取り残されて高齢化が進むという問題であった。

ところが、今後はだいぶ事情が違ってくる。都道府県別の高齢化率をみると、現在は東北や山陰、四国などで高齢化率が高く、首都圏や他の大都市部では低い。だが、これからは地方の高齢化率の上昇が緩やかになる一方、大都市部の高齢化率は急上昇する。とくに首都圏では2035年頃に30～34%ほどになり、全国の平均に追いつくと見込まれている。なぜこういうことが起きるかという、1970年代から80年代前半に、団塊の世代やそれに続く世代の人たちが大量に大都市部に移動し、そのまま大都市に住み続けて年をとっていくからである。

団塊の世代は今高齢者に仲間入りし始めたばかりである。地方では、すでに高齢化が進んでいる上に、団塊の世代の仲間入りで高齢化率は上昇するが、長くは続かない。なぜなら、それに続く世代は少なくなってしまうからである。一方、大都市部では、団塊の世代の仲間入りで高齢化率が上がり、さらに彼らが大都市に移り住んだ後に生まれ育った子どもの世代、いわゆる団塊ジュニア世代が高齢者となる2036年頃から、大都市部全体の高齢化はさらに進むことになる。

2. 都心部の高齢化

高齢化が急速に進むのは、大都市の周辺部・郊外地域である。70、80年代に大規模団地やニュータウンに転入した世代が高齢者へ仲間入りし、若年層が他地域へ流出することで起きる大規模で急速な高齢化は、地域社会に与える影響も大きい。そのため大都市郊外が関心の焦点となるのであるが、一方都心部の高齢化について語られることはあまりない。

都心部では、全体として住宅地が減りビジネスや大規模店舗などの業務地区が拡大している。都心部は地価や家賃も高く暮らしにくい場所になっているので、高齢期になっても住み続ける人は多くないだろうというのが一般的な見方なのかもしれない。たしかに、都心部では、もともと郊外地域よりも高かった高齢化率が現在では17～20%程度で頭打ちとなっていて、高齢化の規模やスピードという面では安定した状態になっている。だが、都心部に居住する高齢者の状況をみると、農山村部や大都市郊外地域には見られない特徴があることに気づかされる。一つは、集合住宅居住率の高さと単身世帯率の高さ、もう一つは高齢化率が極端に高い地域の存在である。

筆者が都心4区（千代田区、中央区、港区、新宿区）の統計を調べた結果によると、都心4区では集合住宅居住世帯が全世帯の8割以上を占め、高齢単身世帯でも7～8割、高齢者のみの夫婦世帯で6割が集合住宅に居住している。都市の高齢化への対応を考えるためには、この集合住宅居住という条件を考慮することが不可欠になっているのである。

一方単身世帯率は、前期高齢者で4人に1人、後期高齢者で3人に1人の割合である。また高齢単身世帯を性別で分けると、前期高齢者で6割、後期高齢者で8割が女性である。

表1 集合住宅に居住する高齢者世帯の割合

	千代田区	中央区	港区	新宿区
単身世帯	73.4%	73.4%	81.4%	76.8%
夫婦世帯	64.8%	66.5%	71.4%	55.4%

注) 平成22年国勢調査より作成

表2 高齢者人口に対する高齢単身世帯の割合

	全国	東京都	千代田区	中央区	港区	新宿区
65～74歳	14.5%	21.0%	22.7%	25.0%	25.6%	32.0%
75歳以上	18.4%	26.6%	32.0%	31.8%	32.6%	35.5%

表3 世帯主年齢65歳以上の世帯に対する高齢単身世帯の割合

	全国	東京都	千代田	中央	港	新宿
65～74歳	25.0%	33.8%	35.6%	38.7%	39.7%	47.3%
75歳以上	36.0%	42.7%	47.1%	47.9%	48.3%	51.1%

注) 平成22年国勢調査より作成

高齢化率がとくに高い地域は、古い木造住宅の密集地域や、規模の大きい公営住宅のある地域などである。とりわけ公営住宅のある地域での高齢化率は突出して高くなっている。筆者が新宿区で調べた結果では、2011年1月時点で、高齢化率40%を超える地区が8地区あったが、その上位4地区は都営住宅が大半を占めている地区であった。これらの地区では、高齢単身世帯率も高くなっている。新宿区は若年層が多く住む地域であり、高齢化率が一桁台の地区も少なくない。こうした若年層中心の地区と高齢化率40%を超える地区が隣り合っているのが都心部の特徴である。

都心部では、電気、水道、ガス、交通機関、医療、買物、公共施設の利用などの生活インフラについては、一応問題は少ないといえるが、ちょっとした不便さ（本人にとっては大きな負担）は、個人的な問題として扱われてしまいがちである。より懸念されているのは、暮らしの安全・安心に関わる問題である。高齢単身者

の多い地域では、災害時の対応や、体調急変などの突発事態への対応が緊急に取り組むべき課題になっていて、「孤独死」への不安が強いのも事実である。

だが、「限界集落」とか「孤独な独居老人」といったマイナスイメージとは裏腹に、都心部の高齢者の中には元気な人がたくさんいる。高齢化した地域の組織や活動を支えているのは、むしろ「年季の入った」高齢単身者たち（配偶者を失って長期間経っている人、未婚で生きてきた人）ではないかと感じさせられることも多い。もちろん高齢になればなるほど個人差は大きくなるが、介護が必要な人が2割いるとすれば、それ以上の割合で生活力を保ち、社会に貢献しながら生きている高齢者がいることを忘れてはならない。高齢者問題は介護問題に尽きるわけではない。高齢者の力を信頼し、さらにエンパワーしていくための方策を考えることが、これからの重要な課題になると思われる。

PROFILE

成富 正信（なりとみ まさのぶ）

早稲田大学社会科学総合学院教授
社会学専攻

最近の報告書に「戸山団地・くらしとコミュニティについての調査報告書」（2008年、新宿区社会福祉協議会）、著書に田中滋子編『地域・家族・福祉の現在』（共著、2008年、まほろば書房）、論文に『大都市の高齢化と集合住宅コミュニティ』（2012年、早稲田大学社会科学総合研究）などがある。



中央区佃一丁目 佃小橋にて

特集 老後をどこで生きるか？

～悔いのないエンディングに向けて～

「人生の最期は自宅で迎えたい？」このアンケートへの回答は「はい50% 対いいえ50%」（回答者数 3638人）と見事に拮抗したという。（朝日新聞 平成23年12月3日付）

人はいずれ「最期」を迎えると理解してはいるものの、多くの人が「老い」や「死」については考えたくない、心の奥底にしまい、蓋をするように暮らしている。そして、自分は元気で寝つかずぼっくり死ねるという理想を描いている。

しかし、現実はどうであろうか。死ぬ前の寝たきり期間は平均8.5ヵ月。多くの場合、最期は誰かの支えが必要となる。この時間を気持ちよく過ごすにはどうすればよいのだろうか。

特集班：森山 潤・田村通彦・高橋敦子・大門則亮・森 紋子
協力：谷口一郎（神奈川会）

朝日新聞のアンケートで「いいえ」と答えた人の最大の理由は「家族に負担をかけたくない」である。わが国では、つい最近まで介護という言葉は特に使われていなかった。それは、家族が介護するのが当たり前だったからである。病院で亡くなる人が、在宅死を上回ったのは昭和52年。その差はどんどん開き、平成21年には81%が病院で亡くなり在宅死は僅か12%である。少子高齢社会の到来と、家族構成が変化してきたためである。標準世帯といわれる4人家族が減少し、2人世帯や一人暮らしが急増している。そこで注目されるようになってきたのが、平成12年に介護保険という新しい社会制度が始まり、日常的に使われるようになった介護の問題である。

超高齢社会になりつつある日本では、平成22年に2948万人だった65歳以上が、平成37年には3657万人に膨らむ。このうち、介護が必要になる確率の高い75歳以上は1419万人から2179万人と1.5倍になる。その伸びは東京、大阪など大都市圏で著しい（国立社会保障・人口問題研究所による人口推計）。人口増加のほかに、都市圏の介護が深刻視されている背景には、都市の貧困層の高齢化がある。高度成長期に地方から来た多くの人を含め、頼れるつてがない人が多い。また、子どもがリストラに遭って頼れなくなるなど、晩年のつまずきで一気に貧困に陥る可能性もある。

厚生労働省の平成22年の調査データを基にした同研究所の分析では、相対的貧困率（※）は、65歳以上の単身で暮らす女性は47%男性は29%となっている。

このような状況の中で、介護保険制度が始まった頃は少なかった有料老人ホームが年々増え、一方ではこれまでになかった介護・看護の新たな施設や形態が多種多様に現れており、溢れる情報の中から「幸せな高齢期」を選択するのが難しい時代になってきている。

ある記事の言葉が心に残った。「人は生まれた時は一人だ。その不安により、産み落とされた瞬間に泣く。周りの人は目を細めて笑っている。それが人生の始まりだ。そして人生の終わりを迎える時は、死にゆく人は人生を振り返って、よい人生だったと満足して笑顔で逝く。周りの人はその人を惜しんで、涙を浮かべる。そんな人生が一番素晴らしいのだ」

人生には予期しないことが起こる。いつかやってくる人生の最期を思うことは、人として生きるための尊厳や権利、自分らしく生きるための意思や自由が失われてしまうことのないよう、どこでどう生きるかを考えることにも繋がる。元気なときにちょっと心の蓋を開けてみるのはどうだろう。

※相対的貧困率：国民1人当たりの可処分所得を高い順に並べ、真ん中となる人の所得額＝中央値の半分に満たない人が全体の中で占める割合。年間112万円未満の人が該当。

第1部 介護施設・高齢者住宅の制度と問題点

自宅で最期を迎えることは難しく、一方、高級有料老人ホーム等の設備の整った施設に誰もが入居できる訳ではない。このような現状を受け止め、まず私たちは、幸せな高齢期を過ごすための基盤となる場所やそれらに関する制度について、どのような選択肢があるのかを知る必要があるであろう。

平成12年に介護保険制度がスタートしてからもうすぐ12年。前出にあるように多種多様な介護・看護の施設が現れ、一般の住宅地でも介護施設や高齢者住宅をよく見かけるようになった。しかし、介護施設に関しては、もともと存在した老人福祉法の上に介護保険法が重なったため、制度面で錯綜している部分があった。さらに平成18年度には高齢者専用賃貸住宅(平成23年10月より「サービス付き高齢者向け住宅」)が創設されたことから制度はさらに複雑となり、何がどのように違うのかがよく理解できないと感じている方も多い。この章では複雑な介護施設・高齢者住宅の制度を整理して、スッキリと理解していただきたい。

まずは**図表1**で大まかな全体像を把握して欲しい。ここでは根拠となっている法制度ごとに各種の施設を分類している。

介護保険制度で直接規定されているものとしては、A「狭義の介護施設」とB「居宅サービスとしての施設」がある。

A「狭義の介護施設」に属するのは①介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、②介護老人保健施設

施設(老健)、③介護療養型医療施設(療養病床)の3種類で、いずれも要介護1~5の方が対象である。厳密には、介護保険制度において「施設」と位置づけられているのは①~③のみとなっており、俗に「介護保険3施設」と総称されている。①には制度上の正式な名称が2つあるが、「介護老人福祉施設」が介護保険法上の名称、「特別養護老人ホーム」が老人福祉法上の名称で、中身はまったく同じものである。これは前述の「老人福祉法と介護保険法の重複」が原因で、制度のあり方をわかりにくくする一因となっていると思われる。

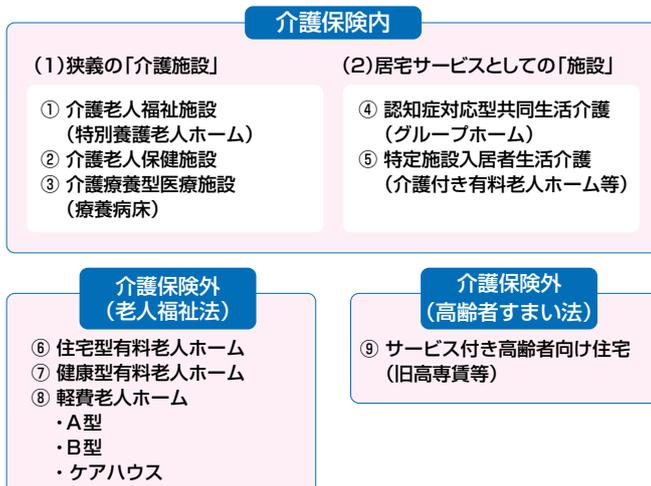
B「居宅サービスとしての施設」に含まれるのは④認知症対応型共同生活介護(グループホーム)と⑤特定施設入居者生活介護(ほとんどが介護付き有料老人ホーム)である。④は認知症で要支援2以上の方が入居できる。⑤は個々の施設で入居要件を定めているので、個別に確認が必要だ。

①~⑤までの施設は、基本的に長期にわたって入居することが前提である。唯一、②の介護老人保健施設は病院から在宅復帰の間をつなぐ中間施設という建前であるが、実態としては滞在期間が長期化しており、「老健の特養化」などと言われている。

おそらく、特養、老健、特定施設をそれぞれ見学しても、一般の方々にはほとんど見分けがつかないだろう。ハード的には、多床室か個室か、などの差異はあるものの、介護サービスの内容には、さほど違いがないのが実態だ。入居者にとっての大きな違いは入居金の有無である。建設に際して補助金が投入されている特養や老健は入居金が不要だが、大半が民間企業によって設立、運営されている特定施設の場合、数百万円~数千万円の入居金を支払わなければならない施設がほとんどだ。

介護保険制度外で規定されている「施設」としては、まず⑥住宅型有料老人ホームが挙げられる。これは必ずしも介護を前提としない有料老人ホームだ。住宅型ホームで介護を受ける場合には、一般的に自宅で介護サービスを利用する場合と同様、個別に訪問介護等を利用する契約形態となる。以前は住宅型と言えば入居

図表1 介護施設・高齢者住宅 制度上の分類



図表2 サービス付き高齢者向け住宅の登録基準（概要）

入居者	①単身高齢者（60歳以上） ②高齢者（60歳以上）+配偶者、60歳以上の親族、都道府県知事が特別に認めた者
規模・設備	○各部屋の面積は原則25㎡以上 （共用部に居間、食堂、台所等が十分ある場合には18㎡以上） ○各部屋に台所、水洗トイレ、収納設備、浴室がある （共用部に十分な設備がある場合、水洗トイレ以外の上記設備は共用可） ○バリアフリー構造（床段差なし、手すり設置、廊下幅確保）
サービス	○安否確認と生活相談サービスは必須 （一定の資格者等が少なくとも日中は常駐し、夜間等は緊急通報システム対応）
契約	○書面による契約 ○契約書に居住部分が明示されている ○権利金等を受領しない（敷金、家賃やサービス費の前払は可） ○入居者の入院、心身の状況変化を理由として居室の変更や契約解除を行わない ○建設工事完了前に敷金や家賃等の前払金を受領しない ○前払金を受領する場合、下記の条件を遵守する ・前払金や返還債務の算定基礎を明示する ・入居後3ヵ月以内に契約が解除または終了となった場合、経過日数分の家賃等を除き前払金を全額返還する ・前払金の返還に備えて保存措置を講ずる
その他	○国の基本方針および都道府県の高齢者居住安定確保計画に照らして適切なものである

※国土交通省「サービス付き高齢者向け住宅整備事業について」より要約・抜粋

金数千万円レベルの高額物件が中心だったが、最近では館内に訪問介護事業所等を併設し、価格も運営実態も⑤とほとんど変わらないものも増えている。一方、⑦健康型有料老人ホームは要介護になったら退去しなければならない契約となっている施設で、現代の高齢者のニーズに合わないためか、最近はほとんど見かけない。

⑧軽費老人ホームには、給食付きのA型、自炊のB型、生活相談や緊急対応等のサービスがあるケアハウスの3タイプがあり、収入や家族環境に関する入居要件があるが、最近は新規開設がほとんどない。

厚生労働省と国土交通省の共管事業として平成18年度からスタートした「高齢者専用賃貸住宅（高専賃）」をベースとしているのが⑨サービス付き高齢者向け住宅である。一般的には、まだ「高専賃」という言葉が使われているが、昨年10月に高齢者の居住の安定確保に関する法律（高齢者すまい法）と関連政省令の改正が施行され、高専賃や高齢者向け優良賃貸住宅（高優賃）等の制度は廃止されている。当初の高専賃制度は登録の基準が緩く玉石混淆の様相を呈していたのだが、平成21年の制度改正と今回の抜本的な法改正を経て設備やサービスの基準が一本化され、わかりやすくなったことは評価できるであろう。図表2

有料老人ホームでは入居権という権利が法的に脆弱

であることが指摘されていたが、⑨は通常の賃貸住宅と同様に、借地借家法で保護される賃借権に基づき入居する仕組みになっており、住居とサービス、それぞれの対価が明確に区分されている。

サービス付き高齢者向け住宅は（財）高齢者住宅財団に登録することになっており、同財団の専用ホームページ <http://www.satsuki-jutaku.jp/search/index.php> で登録物件を検索することができるので、参考にしていきたい。

このように多種多様な施設があるが、それらを利用する上で留意しておくべきことがある。たとえば、⑥や⑧の利用を検討する際には、「囲い込み」に注意が必要だ。⑥や⑧の入居者が介護保険サービスを利用する場合は通常の自宅での利用とまったく変わるところがなく、自由にケアマネジャーや介護サービス事業者を選んで契約することができる。ところが、入居者に説明することなく、自社で併設しているサービス事業所以外は利用できないと誤認させるようなトークを行うところがあるのである。特別養護老人ホーム等の待機者に対して、大手事業者の中にも、顧客の無知につけ込むところがあるので注意が必要だ。

また、「囲い込み」以上に、最近、特に問題となっていることがある。有料老人ホームと契約を結び、い

ざ入居したのはいいが、思い描いていたものとは異なりトラブルになるケースが後を絶たない。高額の入居一時金、高齢者による契約、そして暮らしの基盤としての場所であるといった理由から深刻なトラブルに繋がるケースが目立っている。

飯田橋にある東京都消費生活総合センター（以下、センターという）では、有料老人ホーム等の契約に関する苦情や相談が増えているという。センターは、都民の消費生活を支援するために、悪質商法などの消費生活相談をはじめ、消費生活情報の提供など幅広い活動を行う、いわば消費者行政における第一線の事務所だ。

今回、センターで高齢者に関するトラブルを専門に扱っている高齢者支援グループの担当者から話を訊くことができた。

センターでは、商品やサービスに関する苦情・相談を受け付け、トラブル解決のために助言・あっせん等を行っている。あっせんを行う場合、その方法は主に次のようなものだ。まず、解決の第一歩として、相談者に苦情の内容について書面で申し出るように書面の書き方や出し方を助言する。その後で、センターから業者に連絡をとり、あらためて話し合いが行われる。その際、業者がセンターに出向き、直接交渉がなされるケースもあるという。また、業者側に弁護士が立つことも多いそうだ。

これらの交渉により解決しない場合には、条例に定める要件を満たせば、知事の附属機関である東京都消費者被害救済委員会（以下、委員会という）に回されることになる。委員会では、法律に精通した学識経験者などが部会を設置し、あっせん案等を提示して問題の解決を図っている。委員会によるあっせん等が不調に終わり、訴訟となる場合には、条例に定めるところにより、訴訟資金などの援助が行われる制度も設けられている。

センターに寄せられる有料老人ホーム等に関するトラブルで最も多いのは、ホーム退去時の返還金問題だ。例えば、「①有料老人ホーム」入居後の死亡に伴う返還金問題（有料老人ホームに入居一時金を支払い入居したが、2週間ほどで死亡してしまった。契約書には死亡により契約が終了する旨の条項があったため、入居一時金はまったく戻ってこなかった）「②有料老人

ホーム」の退去に伴う返還金問題（有料老人ホームに500万円ほどの入居一時金を支払い入居したが、病気になり1年ほどで退去することとなった。退去に際して10万円しか返還されなかった）といったものだ。

なお、ここで入居一時金とは、簡単にいえば、家賃相当分の前払金だ。入居一時金は、入居後、一定の期間（償却年数）をかけて償却されていく（ちなみに、すべて償却された後は、もう支払う必要はない）。償却前に退去すれば、償却されていない部分は返還金として戻ってくる。ただし、償却にあたっては、入居してすぐに入居費用として初期償却分が引かれることがある。初期償却については、一般に、入居一時金の20%~30%という例が多いが、実際にどの程度償却されるかは業者によって異なる。仮に100%引かれるとなると、入居後、短期間で退去しても一銭も返還されないということになる（なお、東京都には、有料老人ホームの設置及び運営について定めた遵守事項として「東京都有料老人ホーム設置運営指導指針（以下、指針という）」は、「90日ルール」という契約日より90日以内に解約などをした場合には、入居一時金を全額返還すると定めた規定がある。今回、この「90日ルール」は、老人福祉法に追加され、法定化されることとなった。平成24年4月施行予定）。

返還金問題については、東京都では、当該法改正を踏まえ、平成23年9月に指針を改正するに当たり、入居一時金の初期償却を不適切とした見解を盛り込んだ。この見解は画期的なものであるだけに、業界に波紋を広げているという。

返還する必要のない初期償却は、業者にとってはメリットである。施設の拡充や運営コストに使えるからだ。現在、有料老人ホームの経営は厳しい。介護保険の施行以来、入居一時金を下げるなど業者間の競争は激しさを増している。それに加え前出の、「高齢者の居住の安定確保に関する法律（高齢者すまい法）」の改正により新設されたサービス付き高齢者向け住宅（以下、サ高住という）の存在がある。サ高住に対する高齢者のニーズがどのようなものかは、現時点では不明だが、今後、サ高住を運営する業者がライバルとして登場してくる可能性は高い。そうすると、よりよいサービスをしつつ、料金を下げなければならなくな

特集 老後をどこで生きるか？

る。その最中に出された初期償却を不適切とする見解は業者にとっては死活問題といえる。

とはいえ、入居後、短期間で亡くなったり、止むを得ぬ理由で退去した場合に、初期償却をしたからといって、一銭も返還しないのは入居者にとっては不利である。特に退去が転居目的だった場合には、より根深い事態が生じる。転居先にも入居金を支払わなければならないからだ。一銭も戻ってこなければ、入居金を支払えず住む場所を失う可能性すらあるのだ。入居一時金を初期償却せずとも、一定の年数で償却することで経営を成り立たせることは十分可能なのではないだろうか。その意味で、利益の先取りのビジネスモデルに No を突きつけた今回の東京都の指針は英断だったといえる。

以上のとおり、有料老人ホーム等について主に返還金問題などを見てきたが、一番の問題は、入居者が契約内容をよく理解しないまま契約してしまうことにあるようだ。契約書には、入居者にとって不利な条項も記載されていることも多々ある（初期償却割合についても重要事項説明書に記載されている）。あまりに不利な条項であれば消費者契約法により無効となることもあるだろうが、一般に不利な条項のある契約書であってもサインしたのであれば、契約を覆すのは難しい。とはいえ、契約書の他、重要事項説明書・管理規約など分厚い書面すべてに目を通すことは、専門家でもなにかぎり困難だ。ましてや、多くの入居者は高齢者であり、介護等の必要性から契約を急がなければならない状況で、契約書にサインをすることが多く、契約書を検討し、施設を選択する体力や時間的な余裕などはないのが現状である。まさに、老々介護の問題も一因となっている。入居者に付き添い契約内容を理解検討する場に立ち会う親族などもまた多くが高齢者なのだ。

最後に担当者は言う。「今回の法改正と都指針の改正が完全に施行される平成 27 年度までは、混乱が続くと予想される。今後、ますます複雑化していく契約に対応するため、高齢者の契約をサポートするようなサービスまたは仕組みについて検討が求められていくであろう。」

ここまで介護施設・高齢者住宅の制度と問題点を見

てきたが、今回記事を書くにあたり、資料を読み込みまたいくつかの取材を行ってわかったことは、入居に際してはそれなりの勉強が必要だということだ。何も調べずに入居すると痛い目を見る可能性があるのだ。例えば、有料老人ホームひとつとってみても健康型、住宅型、介護型（介護付き）と 3 つのタイプがあり、健康型の場合、要介護になると退去しなければならない。同じ有料老人ホームだから要介護になっても面倒を見てもらえると思っていると大変な事態になりかねない。

そこで、入居に際して介護施設・高齢者住居の違いなどを調べ、契約時にはしっかりと契約内容を確認することが必要となる。ただ、契約や制度はより複雑化しており、一朝一夕に理解するのは難しい。法律も頻繁に変わる。このような状況を踏まえると、予防法務の専門家であり、介護・成年後見に精通する行政書士が果たす役割はかなり大きいと言える。問題点を指摘し、理解しにくい入居システムを入居者にわかりやすく伝える。業者に聞きづらいことを質問するなど、入居者の重大な決定にあたり、頼れるナビゲーターとして行政書士は活躍できるだろう。

取材中に訊いた話だが、入居者が苦情を言ったときに「せっかく入れてやったのに」とある業者から言われたという。事情があり、どうしてもすぐに入居しなければならず、業者に無理を言って入居したものの、入居してはじめて問題がある施設であることが判明したケースだ。問題ある施設を経営していた上記の業者の発言は逆ギレでしかないが、調査することもせずとにかく施設に入ればいいと安易に入居した入居者及び入居者の親族のことを考えると、業者だけを責めてよいのかというジレンマに陥った。

高齢社会は始まったばかりだ。今後、我々がいまだ経験したことのない問題点が噴出してくるだろう。法や制度の盲点をつき悪質な業者が出現する可能性も少なくはない。とはいえ、近年、実情を踏まえた新たな法や制度が次々に作られている。当然、混乱もあるだろうが、それが過渡期というものなのだろう。

介護施設・高齢者住宅の問題は、消費者だけでなく業者にとっても、ときに痛みを伴いながら試行錯誤の末に良くなっていくと願わずにはられない。

第2部 終の棲家

第1部では、高齢期を過ごすための基盤となる場所やそれらに関する制度、そしてそこで起きている問題などに触れた。それらを踏まえて、自らが元気なうちに、自らの意思で終の棲家を選択することが理想であろう。人として生きるために必要な環境作りを実践している施設とは？そのヒントを与えてくれる現場を見てみよう。

レシャード・カレッド先生インタビュー

レシャード・カレッド先生は、アフガニスタンのご出身。京都大学医学部卒業の同大学臨床教授だ。専門は呼吸器と肺結核。現在、静岡県島田市でレシャード医院を開業するかたわら、介護老人保健施設『アポロン』、特別養護老人ホーム『あすか』、グループホームなどを経営している。『アポロン』には通所リハビリテーション、訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所、地域包括支援センターが併設され、地元の高齢者とその家族の生活と心のよりどころとなっている。また、レシャード先生は祖国アフガニスタンの復興を願って、平成14年にNGO組織「カレズの会」を立ち上げ、カンダハールを中心に医療と教育の支援活動を行っている。そんなレシャード先生にインタビューした。

森山 本日はよろしくお願ひします。私たち東京都行政書士会広報部では、日本が超高齢社会を迎えるにあたり、「人は老後いったいどこに住み、どのような暮らしをするのか」をテーマに取材を進めています。レシャード先生は医師としてのお立場からスタートし、高齢者のための様々な施設を運営されていま

すが、取り組みのきっかけを教えてください。

レシャード まずは、在宅医療の必要性からでした。平成5年に島田市にレシャード医院を開



レシャード先生

業しましたが、ある日、夜中に往診を依頼したいとのことで迎えの車が来ました。伊久美という村で具合が悪くなったお年寄りがいる、来てくれないかと。すぐにご家族とともに行ってみたところ、脳腫瘍で倒れておられた。幸い一命を取りとめました。伊久美は無医村でその頃往診をしてくれる医師は少なく、具合が悪くなったら病院へ自分で足を運ぶのが当たり前でした。無医村では高齢者の割合は約6割です。医療というものは病人のために施されるものですが、高齢者には病人でなくともケアが必要な人がいます。そして、現にいま取り残されている人たちがいる。医者が定期的に村へ出向いて行って診療するしくみが必要だと思いました。その後、もしこの人たちが各家庭でみられなくなったらどうするのだろうと思い当たりました。それで、お年寄りを引き受ける施設の建設が必要だと気付いたのです。『アポロン』、『あすか』、と順に開設し様々なご家庭の状況に合ったサービス・施設を提供してきました。デイサービス、中間施設等も作り今に至ります。地域包括支援センターも『アポロン』の中に入っています。

森 始められた頃はお苦勞も沢山あったのではないですか？

レシャード 施設の開設時にあたり私が声をかけた医師たちの中には、「何でそんなことしなきゃならないんだ」という人もいました。また、商工会議所の青年部に協力してもらうためには、まず私も商工会議所青年部に入りました。ある方には、「あなた我々を利用して金稼ぎしたいんだろう」と言われた



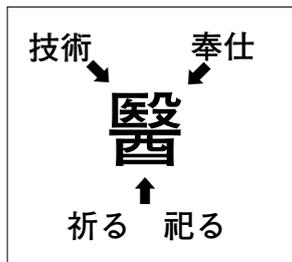
森山部長

こともあります。社会福祉協議会に声をかけて、ようやく伊久美地区に週1回のデイサービスのよう活動が始まりました。また、施設の建設はほうぼうから断られたので、自己の力で開設せざるを得ませんでした。施設の開設は実現しましたが、当時は介護保険制度がまだなかったので採算も合わず、レシャード医院開業時の借金もありましたから、本当に大変でした。

森山 私の母はせんだって他界しましたが、疑問なのは高齢者に対する過大な量の薬の投与や多すぎる検査、必要のない手術です。先生のご専門は呼吸器科ですが、幅広く活動されていて、特に高齢者への医療という点ではどのような考えをお持ちですか？

レシャード 医者、の、医の字の旧字体をご存知ですか？

技術を意味する『医』の横に奉仕を意味する『殳』、下部には祈る・祀るを意味する『酉』がついています。医療はただのサイエ



ンスではない、心が伴わなければなりません。医者は患者を知りその環境を知りその人が今まで育ててきたものを知るべきです。トータルにわかって初めて人は人として扱われるのです。

森山 でも、実際の医療現場はデータ優先で、パソコンから顔を上げず、問診にもならない診察が増えています。人手不足もあるのでしょうか、流れ作業のようなことが行われていますね。

レシャード 頭痛を訴えて来院した患者さんに、「じゃあ頭痛薬を出しましょう」これで終われば簡単ですね。でも、高齢者はこんなじゃない。実に多くの体の不調があるのです。ほんとは頭痛だけじゃなくてお腹もちょっと痛い、膝も痛いし便秘もある。ちゃんとお話を聞けば次々出てくる。じゃあ原因は何なのだと探っていくと、実はもう何日も眠れていないと。じゃあその睡眠不足の原因は何なのだと突き詰めると、家庭内の何かの問題があることがわかったりする。生活リズム全体をトータルに見なければわから

ないのです。患者さんの声に耳を傾けることが大切です。ソクラテスの言葉をご存知ですか？「耳を傾ければ、診断の半分は患者が自分から言ってくれる」

森 しかし先生、そんなに丁寧にひとりひとり診ていらしたら時間がいくらあっても足りないのではないですか？

レシャード ハハハ……。昨日は一日中診察で、朝の8時30分から夜の7時までで96人を診ましたよ。でもお年寄りの介護ということでは、もっとトータルなものになってきますよ。医療ではここまでだとスパッと切って終わるものでも、介護ではスパッと切れない。介護で重要なのは、「いかにその人の残っている機能を生かしてあげられるか」なので。いわゆるADL (Activity of Daily Living) の質を高めてあげるのです。私は死ぬ直前まで生きるための励ましをします。人は必ず死にます。いくら腕の良い医者にかかっても、必ず患者は死にます。でも、その死に方が問題なのです。こんな人がいました。87歳のおばあちゃん、以前から亡くなる時は畳の上で死にたいとおっしゃっていた。私の施設のベッドで診たところ、もうあと6時間ぐらいでこの方は亡くなると判断しましたので自宅に帰してあげました。もう動かなくなったおばあちゃんの周りを取り囲んで、孫やひ孫が「おばあちゃん死なないで」と可愛い声を掛けたのです。そうしたらおばあちゃん“ぱちっ”と目を開いちゃった。そしてにっこり笑った。そのあと3日間おばあちゃんはニコニコ笑ってて、すうっと息を引き取りました。本当に幸せな最期でした。そういうサイエンスだけではない、信じられないようなパワーが人間にはあるのです。

森 ご自宅でそういう最期を迎えられるのは幸せですね。

レシャード そうですね。殆どの人は病院で最期を迎えます。現在約87%ですね。本人にとっては、住み慣れた自宅で最期を過ごすのが一番いいに決まっています。しかし家族が“いっぱいっ

ばい”になってしまっているお宅が多い。ホームに入居検討なさっているときには、とにかく利用者の方のみに意識が集中してしまいがちですが、じつは家族がどう考えているのか、今までの家族関係・生活環境はどうだったのかを聞き取ることがとても重要です。また、さまざまな介護のサービスを利用させたいけど、費用的にちょっと無理という場合もある。家族の状況や心を汲んであげないといけません。

森山 お年寄りを送り出す家族の方に、何かアドバイスなどありますか？

レシャード わかって欲しいのは、施設が全てではないということです。ご本人が今まで培ってきたものはみんな住み慣れた自宅にあるのですよ。それを整理して施設にお入りになる。入れっぱなしにしないで欲しいのです。『あすか』や『アポロン』ではご家族の方に週に一度は洗濯物を持って帰ってもらい、洗って持ってきてもらいます。「ちゃんとお金払ってるのになんでそんなことしなきゃいけないんだ」と言う家族もいましたが、これによって施設に足を運んでもらう機会ができるのです。また、洗濯時に汗のにおい便のにおいがわかります。においを嗅ぐことで、施設内で毎日どういう暮らしをしているのかもわかります。結果的に、家との繋がりが保たれるのです。『あすか』『アポロン』では月に1回誕生会を開いています。その月生まれの方のご家族には、必ず誕生会に出席して貰っています。家族と一緒に祝ってもらおうとお年寄りは本当に嬉しそうですよ。

森山 有料老人ホームによっては、経済的な効率だけを考えて経営しているところもあります。契約

書を見ただけ、見学を一度したくらいでは判断できません。探す時のポイントはどこにあるのでしょうか？

レシャード 施設はものすごい格好いいこと言いますからね(笑)。実際入居してる方やご家族のおっしゃることや噂を聞くのが一番いいんじゃないですか？口コミが実は一番大事なんじゃないかと思えますよ。

森 国の方向性としては、在宅介護を増やしていくようですね。

レシャード 在宅介護のサービスもシステムが整備されてきていますから、家族同士のフォローがあれば可能だと思いますよ。そこで医療と介護との接点・融合が求められています。医者というものはだいたいみんなプライドが不必要に高い(笑)。でも医者の力なくては在宅介護・在宅医療は成り立ちません。プライドの高い医者も上手に巻き込んでいけば大丈夫、動いてくれますよ。医者を中心にしたチームでサービスを展開して行けるのです。

森山 ところで、介護が必要になった人の「尊厳」についてどう思われますか？

レシャード 何を尊厳と呼ぶのか？私は「その人がやりたいことをやれる」「生きたいままに生かしてあげる」ことが尊厳であり権利だと考えます。ここで、施設利用者の尊厳をはき違えている人が時々います。例えば「オムツを替えてもらうところを、他の人から見られてしまうからあのホームは尊厳を踏みにじっている」というような話を聞いたりします。でもこんな老人ホームがありましたよ。「オムツ替えは必ずわざわざ個室までお連れして行う」というルールがある。それでどうなっているか。介護施設は今どこでも人手不足なのです。結果、そのホームではオムツを替えてもらうために行列で3時間待ちです。濡れたオムツを着けて3時間待っていることが、どんなに気持ち悪いかわかりますか。こういった細かい事からわかってもらうために、私のところでは職員の研修内容には濡れたオムツを着けてしばらく過ごす、というものも取り



レシャード先生と森部員

入れています。

森 最後に、レシャード先生の『夢』をお聞かせください。

レシャード 夢は…かなり実現させて貰ったからなあ。今後も、健康で医師としてずっとやらせてもらえたら、ということですね。祖国アフガニスタンの治安が回復し、平和になってくれることは勿論希望します。また島田市は東海地震の心配もあります。『あすか』や『アポロン』は災害時には一般市民の高齢者や障がい者の避難所としてしばらく機能できるよう、3日分ぐらいの食糧などを備蓄し準備しています。防災訓練も地域住民と一緒にやっています。地域に愛される施設でいたいと思います。

森山 本日は、どうもありがとうございました。

【インタビューを終えて】

レシャード先生は噂通りの素敵な方でした。このインタビューのあと、すぐ近くの「アトリエ銅鑼」集会所で「アフガニスタンの現実」というテーマでお話会があり、引き続き森山・森で拝聴しました。壮絶なアフガニスタンの歴史と、現在でもレシャード先生が定期的に診療するために向かう現地病院での様子が、スライドに合わせて説明されました。

ずっと気になって引っかかっていたことがあります

『ライフ&シニアハウス日暮里』取材報告

都内に介護付き有料老人ホームは数百もあるが、㈱生活科学運営が全国に31箇所運営しているホームのひとつに『ライフ&シニアハウス日暮里』がある。㈱生活科学運営は昭和58年建築家の高橋英與氏が創業、NPO法人福祉マンションをつくる会と連携して利用者が本当にほしい建物を設計段階以前から詳細に検討し、一棟ずつ造ってきたとのことだ。日暮里駅から徒歩10分の住宅街に建つ、鉄筋コンクリート12階建の白い建物を取材した。

『ライフ&シニアハウス日暮里』は、7階から11階が自立した高齢者の住まい（ライフハウス）、4階から6階が介護の必要な高齢者の住まい（シニアハウス）、12階が

す。「麻酔薬も不足、レントゲンの機械などもない、患者は地べたに座って診療の順番を待つ、時々そのへんで地雷が爆発する、というような場所で医師として数週間働いたあとで、島田に帰ってきて普通に診療ができるのだろうか？気持ちの切り替えはいつするのだろう。成田空港あたりかしら？」そもそも、日本で生まれ育って、ちょっと学校の成績が良かったからとか親が医者だから、とかの理由で医師になった人は、アフガニスタンで働くことは無理でしょう。でも、もし行くことができ過酷な環境での診療に馴染むことができれば、今度は帰国してからが大変そうです。私のような小さな人間は「ナニ？麻酔の効きが悪いだど？ごちゃごちゃ言うんでないよ」「指の一本や二本取れてそれがなんなのさ」みたいになっちゃいそうです。

でもレシャード先生のお話を反芻し「心を読み解くのが大切なのです」と繰り返し仰っていたのを思い出しました。身体だけを診て切ったり縫ったり薬を処方するのではなくその人間を心までまると診る。それが出来る方だから世界のどこに行っても「医師」なのだと思いました。

これからの若い医師たちには、レシャード先生のような深く暖かい情熱を胸に抱き、強いチームの一員として、介護と融合した医療の現場で活躍していただきたいと強く思いました。

都内が一望できる共用の大浴場、2階と3階が自主運営型の賃貸住宅（コレクティブハウス）となっている。これらがひとつの建物に入っており、建物全部を総称して『日暮里コミュニティ』と呼ぶ。

コレクティブハウス28世帯は家賃月額7万1千円から17万4千円。ワンルームから2DKまでひとり暮らしでもファミリーでも暮らせる。共同の台所で共同の食事を作りコモンダイニングで食べ、コモンテラスで数家族ごちゃ混ぜになってくつろいだり宿題を教えあったりしている。完全に居住者組合の自治で成り立っており、ルールもすべて話し合いで決めているとのこと。核家族や母子家庭など孤立しがちな人でも、血が繋がってなくても、家族のように暮らせるメリットがあるという。

1階は『ライフ&シニアハウス日暮里』のフロント部分

で、不審者が侵入しないよう24時間チェックがされている。また訪問診療クリニック（受付は平日9時から18時）のオフィスがテナントとして入っており、内科と心療内科の医師がいるとのこと。1階にはほかに『キッズガーデン』という認証保育園もある。園庭の土の部分こそ少ないが、0歳児から3歳児未満までを預かるのなら、この面積で充分である。何と言っても、預けるには最も狭き門である0歳～3歳児未満に絞って預けられるという点が、利用者本位に考えられている。この保育園と上の階に住む高齢者との交流は盛んに行われており、フロント脇に置かれた「おげんきボード」（ライフハウス居住者の安否確認ボード）は保育園児の卒園記念にみんなで作ってくれたそうで、可愛い小さな手のひらスタンプが幼児の数だけ押されていた。

荒川区立中学校の跡地が区から払い下げられ、そこに日暮里コミュニティが建設されたのは平成15年。「下町に突如出現した12階建てのハウスに、最初は周辺住民も警戒していましたが、ハウス側の地道な活動で次第に溶け込んでいきました。具体的には、ハウス自体がこの町内会に加入したり、ハウス内の行事に住民を招待したり、敷地内の遊歩道は近隣の方が自由に通行できるようにし、行事の時は食堂も開放し、足かけ3年かかってようやくお互いの信頼関係が構築されたのです。ハウス内のお年寄りも町内会の役員に名を連ねている人がいますし、万が一認知症の方が建物から出てしまっても、近隣住民が気づいて下さることが可能です。町会とハウスが災害時の応援協定も結んでいて、消防署とも連絡を密にしており、定期的に消防訓練・避難訓練も行っているのです。大きな災害があったら堅牢で強固なハウス建物は避難場所となれるのです」。(株)生活科学運営相談員安藤さん)

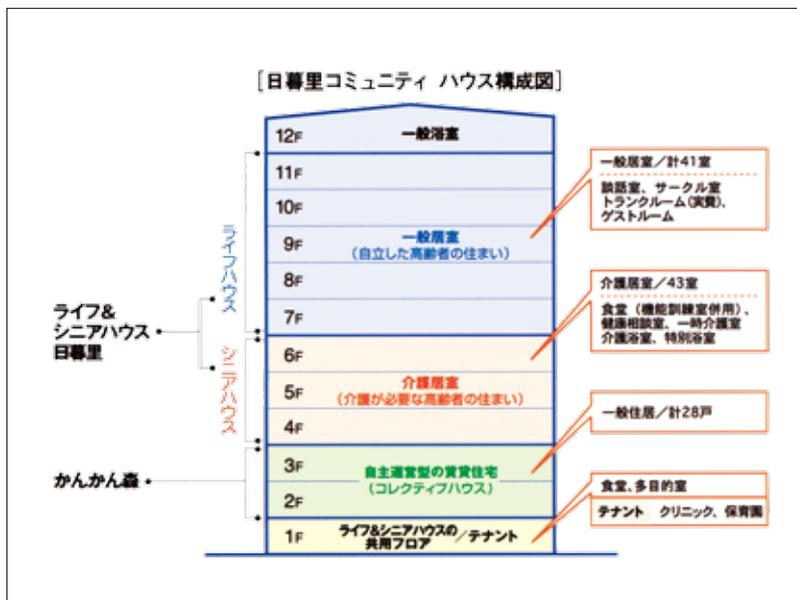
2階3階に住む若く元気な共働き夫婦や子供達、上層階には心身ともに元気なうちに自宅を処分して入居した中高年夫婦やいわゆる“おひとりさま”の高齢者、4階には身体介助が必要な人、5階は認知症の人、6階は夫婦とも介護が必要なカップル、と様々な境遇の人たちが融合して暮らしている。そして、1階に保育園があることで全体に活気が溢れる。幼児とお年寄りは、そもそも相性がよいのである。建物全体が世代を越えて交流できるよう弱者の目線で考え

られており、「老人は老人だけ集まって暮らさなければならぬ」わけでは決してないのだと考えさせられた。

元気な娘さん（70歳代）と認知症のお母さん（90歳代）がそれぞれ別フロアに住み、ほぼ毎日顔は合せているが、夜間や休日はお母さんの介護をプロに全面的お任せ、という親子もいたそうである。遠距離介護で新幹線代が月に何万円も・・・という人からすれば夢のような話である。

ライフハウスの入居時には「入居一時金」の支払いが必要だが、もし認知症となりシニアハウス階に移るようになった場合には、新たな一時金は支払う必要はない。その他「夫婦で入居したが片方が認知症になってしまった」場合に館内で住み替えるシステム、「認知症ではないが、手術で入院し退院したばかりなので、数日間夜間が不安だから職員のいるフロアで就寝したい」場合のスタッフルーム横に設置された一時介護室、「家族が海外旅行に行っている数週間だけ、おじいちゃんを預かってもらう」いわゆるショートステイ居室など、さまざまな状況を想定して部屋割りがなされている。

筆者は以前、都内の有料老人ホーム巡りをした際に、文京区のあるホームでは豪華な遊戯室や綺麗な大浴場部分だけ案内されたので「認知症の方のフロアも見たいのですが」と言うと「それはプライバシーの侵害なので」と断られたことがある。預ける家族が本当に見たいのは、認知症の方に対してどうしてお世話をしてもらえるかなのに、である。しかしここでは即答で「どうぞ」と見せてもらった。がっしりした若い男性介護士が丁寧に気長に、「ト



特集 老後をどこで生きるか？

ロミ食」をおばあちゃんの口元に運んでいたのが印象的であった。

取材を進めているうちに「私は私のライフスタイルに誰にも干渉して欲しくない」「でも孤独はいや」「介護がずっと続いて旅行にさえ行けないなんて嫌」「だけど自分だっていつかは他人の世話になって人生を終えるのだ」・・・と屈折し矛盾した考えがジレンマが次々と沸いてきた。「いつか先のこと」だと思っていると、ある日突然「その日は来るのだろう。老いた親をホームに預ける人の殆

どが「やむにやまれぬ状況に追い込まれて自宅介護は無理」になり、慌てて預け先を探し、比較検討もしないまま、契約書の条文もろくに読まぬまま高額な入居一時金を支払い契約してしまこともあるのだろう。自宅のバリアフリー工事で1000万円もかけた直後に、それが不要になった例もある。仲のよかった兄弟や親族の關係にヒビが入ることもあり得る。自分も含めた家族全員の長期的な住まいについて考えることに「早すぎる」の言葉はないのである。

『グループハウスプラタナス』を訪ねて

北海道旭川市では、ここ2～3年の間にグループハウスと呼ばれる高齢者向けの介護付住宅が増加している。人口190万人の札幌市でさえ高齢者施設は200程度だが、そのほぼ半数に当たる100以上の施設が人口35万人の旭川市に集中している。介護事業所を併設した民間の施設が増えていることについて、市では、「首都圏と違い土地の取得が比較的易しいことなどで、ビジネスモデル的に広がっているのではないか」（介護高齢課 山崎成治課長）と見ている。地震などの自然災害が少ないことも、理由の一つになっているのかも知れない。市は特別養護老人ホームを年度内に3箇所増やして14箇所とし、新たに197人分の受け入れを目指しているが、それでも待機者が多いことから、今後特別養護老人ホームを増やしてゆく方針だ。しかし「介護施設が増えることで市の介護給付が増え、予算を圧迫することはジレンマ。また、グループハウスの入居者に対して、介護事業者は適正なケアプランを立ててほしい」（山崎課長）という。そんな旭川市で、民間経営の住宅型施設として昨年5月にオープンした『グループハウスプラタナス』を取材した。

『グループハウスプラタナス』は小高い丘の上の住宅街、市内神楽岡6条6丁目のプラタナス通りにある。「開設後1年くらいまでは5割程度が普通」といわれる高齢者住宅の入居率だが、この場合平成24年1月初旬の時点で満室の状態。土地建物は事業主体である「株式会社とら」の自社所有で、同社はグループハウス事業の他に居宅介護支援事業、訪問介護事業所を営んでいる。入居者



が外部の介護やケアマネージャーを利用することは、もちろん自由。22名の入居者を3名の介護福祉士と5名のヘルパーで支えている。職員は全員社員。食事は2名の調理員が交代で担当する。入居時の敷金は3万円で、利用料金は室料、管理費、食費合計で月額9万2千円。これに保険適用の介護や看護、生活支援の費用が加わる。また市内の二つの医療機関と提携している。

経営者で代表取締役の小林舞美さんは、平成12年に



入居者・職員のみなさんと…右から3人目が小林社長 右端は筆者

ヘルパー2級の資格を取得、介護職員としての勤務を視野に入れていたが、市内の病院に病棟ヘルパーとして就職し、ここで病いや老いと現実に対峙して患者とのかわり方を学んだ。平成16年には介護福祉士の資格を取得し、新しい介護技術や介護思想に触れたという。その後、介護支援専門員の資格も得て、高齢者居宅介護支援事業所にケアマネージャーとして勤務した。平成20年には認知症高齢者のためのグループホームの立上げに関わり、居宅事業所の管理者、ハウスの施設長として運営に携わった。しかし複数ある施設に対して数字に表われる経済的効率性で比較評価する経営者の姿勢に、「一職員として目指す介護の実現の限界を感じ、自分の施設を新設し、入居者の思いに沿う介護事業を目指したい」（小林さん）と『プラタナス』の開設を決めた。

少し大きめの、個人の住宅と見まがう木造2階建ての建物の入り口近くに、控えめに『プラタナス』の文字と葉っぱの模様がある。明るい玄関ホールを入ると1階は吹き抜けで、開放感溢れる広々としたラウンジを取り巻くように、厨房や浴室と一人部屋が14室、二人部屋が4室ある。ラウンジから続く階段を上がった2階は、2つの事務室と一人部屋・二人部屋が各1室。事務室のラウンジに臨む側はガラス張りで、入居者に目が行き届くよう階下の様子全体が見わたせる設計になっている。ただし何本ものモダンな梁が吹き抜け部分の中空を通っているため、ラウンジにいる者にとって「見下ろされている」という違和感はない。梁からはダクトレール用のスポットライトが下がり、暖色の灯りがやわらかい。フローリングの床に食事用の幾つかの丸テーブルと椅子、ソファや大型テレビ、幾鉢もの観葉植物が置かれている。入居者はここで丸テーブルを囲んで一緒に食事をし、くつろぎの時間を過ごす。建物は建築士でもある専務の磯俣國浩さんの設計による。

多くの高齢者施設の中には「我々にも選ぶ権利と選ばれる権利があります」と入居者についての品定めをし、家族の訪問時間を限定しているところもあるが、『プラタナス』では入居者に条件を設けていない。自立、要支援、要介護にかかわらず、軽度の認知症のある人や、医療看護の必要な人も受け入れている。元気な配偶者を伴い夫婦で入居している人もいる。家族は24時間いつでも入居者を訪問することができ、職員と入居者家族とのコミュニケーションも良好だ。入居者に柵を設けないことは、その人の

置かれている身体的、精神的現状をそのまま受け入れることを意味する。入居者の性格や家族関係などはさまざま。しかし「たとえ暴言を吐く人や酒乱の人がいたとしても、その人たちも含めてここでは大家族なんです。生活するうえでその人を受け入れること、包み込むこと、そのことが実は一番『易しい』んですよ」と小林さんは話す。

軽度の認知症のあるAさんはお洒落な人だ。毎日化粧をして出かけようとする。職員も無理に引きとめようとはせず、行ってらっしゃい、を言う。寒い日は玄関先まで行って戻ってくるAさんだが、ある日、以前に住んでいた自宅に帰ろうとした。車に乗って周辺をぐるぐる回ってはみたものの、帰りたい家はもうない。やっと『プラタナス』に戻ってきたAさんは、子供が母親を見つけたときのように目に涙を浮かべて、「帰ろうとしたのはここなのよ…ここに帰れたら安心」と小林さんにすがりついたという。「こういう瞬間が、この仕事をしていて本当に良かったな、と思うときです」。理念を抱いてこの仕事を始めた小林さんだが、今は「毎日の出来事にその都度対応しています」と語る。理念を現場に生かすことは、日常の事柄への真摯な対応の積み重ねなのだった。

毎日の食事に力を注いでいることもこの特色だ。小林さんは裏の畑で紫蘇やミニトマトを栽培している。野菜には自分で作った堆肥を施す。また農家と提携して、ほうれん草や小松菜など野菜は無農薬、有機のものを使用している。妹さんの住む北見で、玉ねぎの農薬散布を見て以来、野菜には気をつけているそうだ。またお米にも注目し、安全で美味しいものを選んでいく。

高齢者施設で入居者の不満が最も多いのが食事だという。ここに来る途中、タクシーの運転手さんが、「施設から逃げてくるのは…食べ物だよ」と言っていたのを思い出した。入居者の喫食率が低いと、施設が食費に当てるこ



とのできる予算に跳ね返る。そのため多くの施設では、フードサービス業者が配達する食事や、レトルト食品・冷凍食品など電子レンジで温めただけの物であっても「見た目は豪華な食事」に仕立て直して出そうとする。

ここでは職員を含めてみんなが同じものを食べる。入居者の家族も、申し込めば同じ食事を食べることができる。「家族」には季節に応じた栄養のバランスの良い作りたての物を出したい、と一日トータルでの献立を考え、またお箸を使える人にはお箸を、麻痺のある人には手で食べられるようおにぎりにし、お粥もあり、とそれぞれの入居者の状態に合わせた工夫を凝らしている。温かい手作りの料理に飽きることはない。

入居高齢者は役割がなく、体や心を動かす必要性が少ないため、心身機能が低下する「廃用症候群」に陥りやすい。『プラタナス』では個々人の現存能力の維持にとどまらず、「入居時よりも元気になってもらう」ことを目指した介護活動を行なっている。入居者は毎日職員について体操を行ってから三時のおやつを食べる。またここでは職員は入居者に対して「〇〇さん」と個人名で呼びかける。病院の看護師によく見られる「おじいちゃん」「おばあちゃん」という呼びかけや、幼児言葉は使わない。話すときも入居者の目線の高さに自分を合わせ、程よい節度と距離感をもった「社会的」な対応を行っているように感じた。それは人生を歩んできた先人への敬意でもある。日々変化する入居者の状態を把握して介助し、タイミングよくそれでいて余計な手出しを控えて行われる介護は、神経も体力もすり減らす重労働に見えるが、「今まで分からなかったことが、毎日分かるようになるのは楽しい」とある職員が答えてくれた。

季節の行事も、単調な日常に変化を与えるためには大切だ。クリスマスにはツリーや赤いポインセチアがラウンジを彩った。大晦日は年越し蕎麦、お正月にはお鏡、繭玉、注連縄を飾る。道内産米で伸び餅も搗いてもらい食べた。オーナーのりんご園にりんご狩りに行ったり、「たまには外食を」とみんなでそろって回転寿司に行くこともある。様子は家族の下へ写真や手紙で知らせてくれる。

取材の最後に小林さんに目標を訊ねたところ、「一番やりたいことはターミナルケア（終末介護）です」との即答が返ってきた。平成20年に、フジテレビ開局50周年を記念して作られた倉本聰脚本のテレビドラマ「風のガーデン」で、緒形拳さん（放送開始直前に亡くなった）が演じた白鳥貞三は患者を在宅で医療し、その人生に最後までかわり、その死と向き合う「在宅訪問医」だ。「その白鳥医師のモデルになった方で、ここの提携医療機関である医療法人サンビレッジに林敏先生という方がいます。開設に当たり、私の考え方に賛同して支援して下さったんです」。(小林さん)

開設後4名がここで亡くなった。その中の一人は病院に入っていたが、『プラタナス』で最後を迎えたいと訴えて退院し、とうとう家族も折れて、医師から途中で危ないといわれたが戻って、次の日に安らかに息を引き取ったという。

「プラタナスは、医学の父として知られるヒポクラテスの木とも呼ばれているようです」と小林さんは入居案内に書いている。ターミナルケアを行う者にとって、そして「悔いのないエンディング」を終の棲家で迎えたいと望む多くの人にとっても、高齢者を肉体、精神の両面で丸ごと支えてくれる医師や医療機関との連携が、今後の大切な課題となりそうだ。

特集取材を終えて

国は4月から介護報酬の見直しを行う。地域包括ケアシステムの一環として「24時間型の定期巡回・随時対応サービス」が新設され、高齢者は昼夜を問わず24時間何度でも訪問介護や訪問看護のサービスが受けられるようになる。ただし費用は要介護度に応じた自己負担定額制。同時にヘルパーが高齢者の自宅で行う「生活援助」についての時間区分が見直され、現行の「30分以上60

分未満」、「60分以上」の2区分が「20分以上45分未満」、「45分以上」に短縮される。一方、今回は医療報酬の見直しも同時に行われ、24時間に対応するため、在宅医療の報酬と緊急往診の加算額も引き上げられる。

わが国では現在、病院の天井を見ながら亡くなる人の数が9割に迫る。国はすでに医療費削減のために社会的入院の廃止を決めており、今回は介護費の削減と医療費

の抑制を図ることを目的に「在宅介護と在宅での看取り」の方向へと明確に舵を切った。

しかし机上で作られた24時間巡回の新サービスが導入されたとしても、ヘルパーや在宅訪問医、看護師などのマンパワーが不足しているうえに、在宅療養医療診療所、訪問看護ステーションなどのインフラの整備の遅れもあって、制度が全国的に浸透し、十分に機能するかどうかは疑問だ。加えて家族の構成員数も戦後の核家族化とその後の少子高齢化で極端に減少しており、これらを考えたとき、在宅介護にあまりにも大きな比重をかけることは、家族に対してこれまでにない過大な負担を負わせることになり、虐待の増加や老々世帯の共倒れなどの悲劇を齎す危険性を孕んでいる。もはや、在宅のまま多くの家族に

囲まれて、安らかに生を終えられる幸せな人たちは限られている、といってもよい時代だ。

今回の特集では、「悔いのないエンディング」を求めて残された人生を送るためには「終の棲家」をどこに定めて生きればよいのかを考えたが、取材を通して、高齢者にとって「暖かい家庭」としての機能を有する民間の介護住宅の役割が、これまでとは比較にならないほど重要になってくるだろうと感じた。そしてそれは、人間に対する深い洞察と優しさや高齢者への理解といった、経営者個々人の人となりに負うところが大きい。心ある医師や医療機関と連携した、終の棲家と呼ぶにふさわしい介護住宅が、今後数多く生まれることを期待したい。

Column

「戦士」ではなく、「選手」の育成を

亀山 郁夫

三・一一から五ヶ月近く経った八月初め、ニューヨーク・マンハッタンを訪れた。いわゆる「ゼロ地点」の傍らに立って、私は「人間はどんなことにも慣れることのできる存在だ」というドストエフスキーの言葉を思い浮かべていた。不思議なほど感慨は湧かず、日本が世界から取り残されるという奇妙な孤独感ばかりが募ってきた。九・一一のあの日、「世界が滅びる」とまで予感した私は、それでもやはり、一人の傍観者にすぎなかったのだ。逆に、三・一一を前にした私は、もはや傍観者ではなく、まさに当事者だった。津波の犠牲となった人々、被災した人々の無念さを思う気持ちと、日本の崩壊という予感に襲われたまぎれもない「ナショナリスト」。しかし、それら二つの心情は、現実には互いに別方向を向いていた。個人と国家の対立、文学者である私と、マキシマリストとしての想像力をもつ自分の対峙――。

ナショナリズムは、ある意味で、究極的なエゴイズムの発露であり、エゴイズムとは、利益を自分のものにしようという揺るぎない欲望である。では、このグローバル化時代、どのようなエゴのあり方が理想的といえるのか。たとえば、人文学に期待できる人材育成の目標があるとすれば、それは、何か。それこそは、ナショナルなものを超え、世界の人々との精神的な同化を経験できる共感能力ではないのか。他者の幸福、不幸を、自分たちの幸福、不幸として経験できる心の力。国境、言語、文化の壁を越えて、これを養い、培うためにこそ、他者の言語、文化、歴史を学ぶことの意味がある。

産学官挙げて「グローバル人材」の育成が叫ばれているが、人文学が、大学教育という場で果たすべき役割とは、国際ビジネスの場においても、互いにフェアプレイを競いあえる「選手」であって、「戦士」ではない。「持続可能な」社会を築くうえでも、それこそが最大の規範となるべきモラルであることをしっかりと認識する必要がある。



PROFILE

亀山 郁夫 (かめやまいくお)
1949年栃木県生まれ。ロシア文学者、東京外国語大学学長。東京外国語大学外国語学部ロシア語学科卒業。東京大学大学院人文科学研究科博士課程単位取得退学。著書に『磔のロシア』(岩波書店、大佛次郎賞)、『カラマゾフの兄弟』(光文社古典新訳文庫、毎日出版文化賞特別賞、プーシキン賞)など。



知的資産経営が盛り上がりを見せている。2011年10月に東京都行政書士会では龍谷大学中森孝文教授による研修が行われ、知的資産経営報告書の機能、地域の中小企業政策での推進事例や効果などをご紹介いただいた。また、同年11月には東京会の知的財産・経営会計部による「知的資産経営業務支援ガイダンス」が行われ、知的資産のたな卸しから報告書の作成までの一連のプロセスをグループによる事例演習を通じて学習した。さらに、日行連と東京都行政書士会共催で「知的資産経営WEEK2011シンポジウム」が開催されたことも記憶に新しい。本企画ではさらに一歩踏み込んで、実際に知的資産経営を導入した企業とその支援者にインタビューし、現場からのリアルな声をお届けする。
(取材：益子光宣)

- ・今回は知的資産経営報告書を作成し、実際にその効果が出ている有限会社聖和デンタルの岡野仁夫社長と、その支援をされている行政書士の中島巧次さん、谷田良樹さんのお二人に色々とお話を伺います。まず岡野社長、聖和デンタルの事業内容をお聞かせいただけますか。

「知的資産」とは…

従来バランスシートに記載されている資産以外の無形の資産であり、企業における競争力の源泉である人材、技術、技能、知的財産（特許・ブランドなど）、組織力、経営理念、顧客とのネットワークなど、財務諸表には表れてこない、目に見えにくい経営資源の総称を意味します。

●歯科技工から臓器モデルの製作へ

岡野 ものづくりのなかで我々は歯科の部分に携わってお

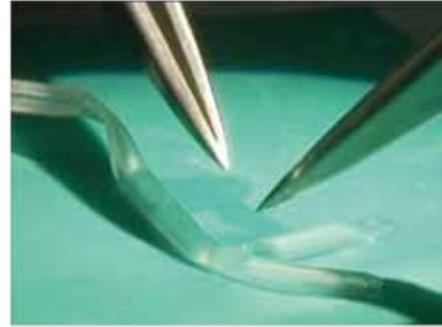
り、歯医者さんから患者さんの歯形をお預かりして、その歯型にあわせて前歯や入れ歯の補綴物（ほてつぶつ）を製作しております。

- ・デンタルという社名からも歯科技工専門の会社と想像できますが、手術練習用の臓器モデルも手がけていらっしゃるのですね。

岡野 まず長年培って来ました歯科技工の技術があります。入れ歯でしたらプラスチック形成技術と入れ歯のパネになるところの金属を溶かしてパネを作る技術。前歯とかでしたらお茶碗とかを焼くと同じ原理で陶器（セラミックス）の技術。加えて型取りしたサンプルを作るのに使うシリコンを加工して形成する技術。これらが合わさったのが歯科技工です。この技術を活用して環境面や安全面にも優れた材料であるPVA（合成樹脂ポリビニールアルコール）を使って何が出来るか。そこでまずは口腔関係ということでマウスガードから始めて、今では見た目だ



けでなく切削や縫合の感触が実物により近い手術練習用の臓器モデルも製作しています。例えば身体の中に走っている直径0.5ミリから22ミリまでの血管や動脈瘤、それと肝臓ですとか心臓ですね。本来歯科技工で27年やっていますが、PVAは15～16年前からです。



吻合用血管モデル アルカディア

●信用度の低さという壁

岡野 自分で特許を何十本か出願し、それが順次公開

されていく間に売り先を探していましたが、滋賀の片田舎の小さい会社ですので、いかに信用してもらうかというのが一番大きな壁でした。「本当にやっているのか」と、そこから入るんですよ。特許を出しているので調べてくださいよと言ってもそこまで調べてくれません。「ああそうなの？」で終わりです。**自分ではすごくいいもののできたと思って人に見せるのですが誰も話を聞いてくれないんですよ。**思いが伝わらない。これを売りたいのにどうしたらいいのだろうと悩みました。

- ・御社の経営課題はいかに新製品であるPVA臓器モデルの信用を得るかということだったので、例えばホームページや会社案内でも情報発信はされていたと思いますが、そちらの効果はいかがでしたか？

岡野 社会的な信用の面からは効果はまったくありませんでした。例えば銀行に行って「臓器モデルの事業で資金を貸して欲しいのでお願いします」と言っても歯科技工の部分でしか評価してもらえませんでした。

- ・会社の将来性までは伝えることができなかったということでしょうか。

岡野 できないです。やはり根が職人ですから毎日製作や研究開発ばかりで、営業と情報発信の部分はやはり下手なんです。

- ・そこで知的資産経営報告書を作成されたと

岡野 様々な政策や助成を活用したり、滋賀県産業支援プラザの事業可能性評価「めきき・しが」に取り上げられたりするうちに中島先生に出会って「知的資産経営報告書を作しましょう」ということになりました。

「知的資産経営報告書」とは…

目に見えにくい経営資源、即ち非財務情報を、債権者、株主、顧客、従業員といったステークホルダー（利害関係者）に対し、「知的資産」を活用した企業価値向上に向けた活動（価値創造戦略）として目に見え形でわかりやすく伝え、企業の将来性に関する認識の共有化を図ることを目的に作成する書類です。

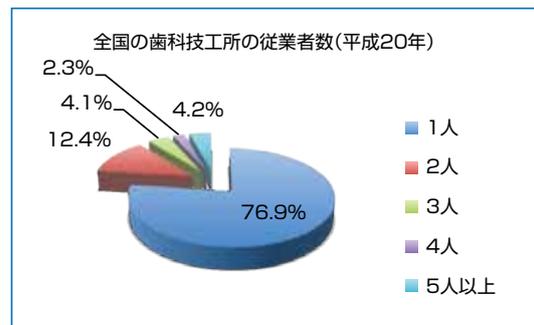
●報告書のポイント

中島 社長は知的資産関係なしに一生懸命やっていたのですが、表現は悪いけれども独りよがりにならなっていました。客観的に数値で表して、売上や取引先をあぶり出して、そして人もいるから自分はこういうことを取り組めたというのを出していきました。いわゆる「知的資産」はもともとあった。でもだれも知ってくれなかった、だれも理解してくれなかった。そこをどうするかが全体の流れですね。

岡野 私は臓器モデルの物性とかは詳しく伝えられるのですが、会社として何をしたいとか、これからどちらの方向を向いて行くとか、こういう事業形態の技工所で今どんな状態かというのはいまよくアピールできていませんでしたので、そこを知的資産経営報告書で先生方に調べて整理してもらい、数字の根拠を示していただきました。

・数字の根拠ですか。中島先生、具体例をお聞かせ願えますか？

中島 一例としては全国の歯科技工所の従業者数を調べて、5人以上の所が全国的にも4.2%しかないというデータを使いました。会社として見た場合、聖和デンタルは10人未満で非常に小さいけれども歯科技工所として見た場合は5人以上歯科技工士がいて非常にキャパが大きい。



谷田 普通は一人親方が多く、歯科技工「所」

自体が希少ですから他では真似のできない強みだと言えます。

・なるほど、歯科技工所としては人数も多いので、歯科技工のみならず臓器モデルもできるといふ信憑性に加えて希少性・模倣困難性も明らかになったと言えますね。

●作成後の効果

・知的資産経営報告書を作成されて、対外的な反応はいかがでしたか。

岡野 販路開拓をお願いした人にたまたま大手化学・医療メーカーの方がおられて、事前に知的資産経営報告書もご覧になって下さり、小さな会社なのに売上6千万円、しかも特許戦略もきちんとやっていると評価していただきました。それから1時間半くらい時間をかけて、何を売ってどうしたいとか今後の展開について詳細なアドバイスまでいただきました。

中島 補足すると「今までならば紹介してもらって会うだけは会おうか」という話で終わるんですよ。時間にしてわずか10分程度。いわば門前払いに近い形でした。しかし知的資産経営報告書の公開後は経産省（知的資産経営ポータル http://www.meti.go.jp/policy/intellectual_assets/index.html）に知的資産経営報告書が上がっていますので、それを事前に見ていただく営業スタイルになりました。

谷田 他にも補助金申請で説明資料として使用して交付決定しましたし、日経産業新聞の1面にも掲載されました。知的資産経営報告書の存在と内容が企業の信頼度向上につながったと言えます。

岡野 リクルートの部分でも報告書を読んだ専門学校が当社の取り組みを理解してくれ、『この子御社にたぶん合うと思いますよ』と提案してくれるようになりました。

・社員さんの感想はいかがでしたか？

岡野 結局、社長の外出が多い理由がわかったと。わたしも会社の中では一番働く職人の一人ですから、それが抜けてしまうと他の残った人がその分の仕事をプラスαでやらなければならないので「何やってんねん、どこ行ってんねん」となるわけです。いくら「臓器モデルをやっている」と言っても方向性を理解してもらえない。報告書になって私の行動の理由が理解してもらえました。

中島 社長は1プレイヤー。野球に例えれば4番バッターが抜けてしまって「お前どこ行ってんねん？」ですよ。言い方は悪いですが「遊んでんちゃうの?」と。でもちゃんとこういうことを取り組んでいるということは伝わって、社長の考えが従業員に共有された。



・同じ会社で何百時間といっしょにいても、そういうことって伝わらないものなんですね。

岡野 本人達は必死に毎日の仕事をしているので、どうしてもそちらに集中してしまいます。それで急に私が抜けると、その分の仕事量が増えるじゃないですか。製品の納品日は決まっているので、なんで（社長の分まで）やらなあかんねんと思う人間もいましたし、報告書を読んで社長のやっていることは知っていたけどここまで詳しくはわからなかったという社員もいました。

・知的資産経営報告書の持つ外部コミュニケーションツールとしての役割と内部マネジメントツールとしての働きが遺憾なく発揮されていますね。

●支援者の必要性

・報告書の作成は簡単なものではなかったと思います。どんなところに苦勞されましたか。

岡野 時間を作るのに苦勞しましたね。

中島 1回あたりのヒアリングで3時間前後くらい。5~6回ヒアリングしているので単純計算で15から20時間ですよ。期間としては4ヶ月くらいを費やします。

岡野 ヒアリングの他に写真や資料を用意する手間もあります。少しでも時間があれば製品を作りたいのが本心ですし仕事も抜けられません。しかも臓器モデルの方は歯科技工が終わった深夜にやっているようなハードスケジュールでしたので報告書作成は本当に大変でした。

・報告書を作るには経営者にもそれなりの覚悟が必要ですね。会社内だけで作ることもできると思いますが、支援者が作成にかかわる必要性についてはいかがお考えですか。

岡野 支援がなかったらできないと思います。何が知的資産経営というのかも分かってなかったですし、ヒアリングの時もただ単に日頃やっていることとか、しんどいこととかをぼやいていただけで。あれよあれよという間にやって、蓋を開けてぱっと振り返ったら、ああ、よかったなという。私は中島先生と谷田先生に色々やっていただいたのですが、自分たちだけでできるかという、できないです。

●支援にあたって

・中島さんと谷田さんは知的資産経営の支援実績が約30社と豊富な経験をお持ちですが、なにが支援をする際の心構えのようなものがあったら教えていただけますか。

谷田 最初に僕らがやることは、自慢をしていただくことであるとか、これまでのやってきたことを詳らかに全部おっしゃっていただくことであるとか、そういうことです。だからはっきり言って1回目、2回目なんてのはただただお聞きしています。

・なるほど、まずは傾聴ですね。

中島 その会社についてこちらが興味を持って、極端に言えばまず相手を好きになる。相手を好きになって興味を持って、「なぜこの事業がなりたっているのですか」からスタートです。機械的にフレームワークにあてはめるのではなく、なぜなぜと掘り下げていく。しかもそれを相手が「気づき」を得られる形で行えるといいですね。



(左から) 中島先生 岡野社長 谷田先生

谷田 私は学生の時は毎年論文を書いておりました、今でも論文をよく読みます。それが論理的な構成力に活かされていると思います。中島さんは前職がセールスでしたのでプレゼンテーション力や相手の話を聞いて引き出す能力が高い。そういった意味では支援する側としてもそれぞれの経歴や培ってきた努力などの「知的資産」を活用しています。

・相手を好きになること、そして「なぜ」という視点。更に支援者自身の「知的資産」を活かすということですね。

中島 進め方の大前提として、コミュニケーションをどれだけとれるか。あとは雑談とかしながら人間関係をつくっていく。一言では言い表せませんが、相手の答えが出やすいような質問をしていくこと。もちろんポイントを突いたうえで。さらに5回、6回とヒアリングが続くわけですし、企業さんも本業の時間を割いてその時間をとるので、やっている意義をその都度あらためて啓蒙していくとか、聞くだけでなくてひとつの提案、こうすることでこういう目的が達成できますねとか、常に、とは言わないが明確なビジョンを見せてあげること。それは企業さんによって本来の目的が違ったりするので様々ですけど。

・岡野社長、全体的な感想としてはいかがでしょう。

岡野 何が良かったかという、いままで門前払いだったり、話を聞いてもらえなかったのが相手先から「こんなことをしていたんだね」と評価していただいたことですね。1回、2回と報告書を作成しましたので、次は開示ターゲットごとに内容のウェイトを変えたものをお願いしたいですね。やはりそれを作れる先生方なので。

・知的資産経営をどんな会社に薦めたいと思いますか？

岡野 うちみたいな新しいベンチャーをやろうとしている小さい所、良い技術を持っているけど周りの評価が悪いところとか、時代に合っていないので見向きもされない商材や技術を持っている所もいっぱいあると思うんですよ。そういうところは絶対にお薦めです。

●経営課題解決の一手段として

・聖和デンタルにとって、知的資産経営はその効果が現れていると実感できました。では果たして知的資産経営はすべての企業に有効なのでしょうか、それとも一部の企業だけでしょうか。

中島 すべてか一部かという選択ではなく、その会社が持っている経営課題に対して解決できる一つの手段である…ということが言えるのかなと思います。例えばどういう取組みをしているのかを報告書の中で明らかにして、その結果それを見て信用性が高まるのであればこれはひとつの経営課題の解決ツールでもあるし、内部マネジメントとか事業承継と

かになってきたら外部に公開はしないかもしれませんが、内部でひとつの解決ツールになります。要はその会社の課題に合うかどうかですね。

岡野 課題にまじめに取り組んでいるところに一番効果的だと思います。

中島 やっていく中で新たな課題が見つかっていくこともありますね。

・気づきのツールとしても使えるということですね。



聖和デンタルの知的資産経営報告書（2011年版）
経済産業省の知的資産経営ポータルにて公開中<http://www.jiam.or.jp/seiwaDT.pdf>

・最後に少し話は大きくなってしまいますが、今や日本は6重苦の時代、放射能汚染による日本ブランドの失墜も合わせると「7重苦の時代」とも言われています。そんな日本にとって、知的資産経営をどのように活用していけばよいかについてご意見をお聞かせ下さい。

中島 外部要因ばかりでどうのこうの言ってもしょうがない。もう一回日本自体を知ろうよということですね。

谷田 確かに経営者の中には外部環境の文句ばかり言っておられる方もいらっしゃいます。その前に自社のやってきたことを振り返ってもらって、じゃあ自分の会社はどのようにやってきたのか、少なくとも何年かは成り立っておられたわけですから、その理由を探りましょうよと、明らかにしましょうよと。そこに「強み」があると思います。

中島 自分の住んでいるところ、自分の土地、地域資源に何があるのかとか、もう一回そのへの良さというのを振り返って見るのが新たな発掘につながるんじゃないかなと思います。それこそ日本より恵まれない、資源のない国でもがんがん伸びているところもあるわけですから。

・本日は貴重なお話をどうもありがとうございました。

(2012年2月1日 龍谷大学瀬田キャンパスにて取材)

PROFILE



中島巧次さんプロフィール

宝石の営業マンを経て 2008 年行政書士登録
滋賀県行政書士会所属
エフォート行政書士事務所代表
ブログ
<http://koutannikki.seesaa.net/>

PROFILE



谷田良樹さんプロフィール

NPO 職員から行政書士へ。
2007 年登録。
滋賀県行政書士会所属
行政書士谷田良樹事務所代表
ブログ
<http://chiteki-shisan.seesaa.net/>

TPP が法律系士業に与える 影響を考える

(取材：小網淳一・武田敬子・勝山 徹)

2011年11月、野田佳彦総理はTPP（環太平洋戦略的経済連携協定）交渉参加に向けて関係国と協議に入ることを表明した。当初P4と呼ばれる4ヶ国で始まったこの協定はアメリカの参加表明でにわかに関心が高まった。TPP参加は果たして国の未来をどう変えるのか。製造業、経団連などはTPP参加を肯定しており、農業関係団体、医師会などは強く反対している。が、我々行政書士、あるいは法律系士業にとって直接どのような影響があるのだろうか。

TPPに詳しい二人の方に「TPPが法律系士業に与える影響」について語ってもらった。

1986年の「外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（外弁法）」の施行及び改正の経緯が、TPPが士業に与える影響について論じる上で参考になると思われるので、立命館アジア太平洋大学の山神進先生に最初にお話を伺った。

FIRST NAVIGATION

外弁？…海外の要請を汲んだ法改正と制度

Q： 外弁法は1986年に施行されてから1994年、2003年と2回大きく改正されていますが、法務省「外弁法改正の経緯」によると改正は外国の要請があったからとのこと。外弁法導入の経緯を教えてください。

A： 1986年世界的な法律事務所の米国人弁護士が日本にきました。当初入国管理局（入管）が日米通商航海条約8条に基づき、法務大臣が特別に在留を許可した。許可したものの、日本弁護士連合会（日弁連）から米国人は米国の専門家であるのに何故日本で活動するのか、日本の弁護士法に明らかに違反すると、クレームがきました。一方米国人弁護士は米国の法律についてアドバイスするのに日本の法律資格が必要というのはおかしい、日米通商航海条約8条に違反すると反論しました。

そのうち、英国も日英関係で定めた最恵国条項（いずれかの国に与える最も有利な待遇を他のすべての加

盟国に対しても与えなければならないとの原則）に基づき、米国人弁護士と同じ待遇を与えるべきであり、英国人弁護士も入国させるべきと主張してきました。

Q： 法務省は日米通商航海条約8条のみに基づいて許可したのでしょうか。

A： 法務省入国管理局の中には米国人弁護士の入国を拒否すると日米関係が危うくなるという危惧がありました。が、日弁連の反対にあい、許可し続けるわけにはいなくなりました。日弁連が地検に告発した場合、訴訟となり立入調査が行われる可能性があり、日米の大問題に発展する。日米英3すくみの状態が続きましたが、断続的に協議するしかなく、2～3年でようやく妥協に至り、外弁法が成立しました。

1986年は猛烈な勢いで国際化が進んだ時期であり、日弁連には米のローファームに仕事をとられるという危機感がありました。一方米英の政府サイドでは仕事を日本の弁護士との連携でなく自分達でやりたいという意図がありました。

Q： 法務省としては法律的問題だけでなく、外交関係も考慮しないといけなかったわけですね。その後の2回の外弁法改正についても海外の要請があったことだったわけですね。

A： そのとおりです。

Q： 今回のTPP参加についてどのようにお考えになりますか？

A： TPPと言いながらその実際は日本にとっては貿易量の多さから日米FTA（Free Trade Agreement、自由貿易協定）のようなものであり、FTAならば日本が中国や東南アジアと結び、米と結ばないという選択肢は外交的にありえません。日本だけがTPP参加に反対しているわけではなく、米にも自動車産業界などTPPに反対する人もいるし、賛成する人もいます。

しかし日本は貿易を自由化したほうがよい、というより自由化しないという選択肢はありません。何故なら、

1. 日本は成熟段階に達しており、自国のみでは経済成長はもう見込めない 2. 競争は世界を活性化させる要因となる 3. GDPに占める貿易依存額は世界で米が一番少なく、日本は2番目に少ない。GDPベースでの成長を前提とするなら、輸出に依存するしかない。

Q: TPP参加により外弁法の成立時と同じように海外の士業が参入してくる可能性はあるのでしょうか？

A: TPPでどこまで交渉の議題に入るかわからず、サービスの自由化の関連で士業問題が入る可能性はあるが、それ以前に日本は交渉に参加できるかどうか不明です。ただ、もし士業が対象になるとすると、越境サービス貿易分野となるが、他国の資格・免許を相互に認め合うこと（相互承認）が問題となると思われます。例えば介護、看護など。外弁法に関して言えば2回の改正を経て今の外国弁護士は満足しているのではないかと思います。

Q: 公認会計士分野と行政書士分野へ海外からCPA（米国公認会計士）と弁護士がそれぞれの職域への参入を求めてくる可能性は高いという意見もあります。また、士業の垣根が米国のように統一され、弁理士、行政書士という職業がなくなるのではと心配する声もあるようですが。

A: 日本では簡単な試験でCPAを日本の公認会計士として大蔵省が特例として認めている時がありました。日本企業がニューヨーク証券取引所に上場する際、米国

CPAが作成した会計書類以外を受け付けないこと等が原因でしたが、近年はそのような取り扱いは行っていないと聞いています。

米国では弁理士、行政書士という職はなく、その業務は弁護士が行っている。日本には日本の法律に基づいた資格等があるから、それを壊してまで米国の弁護士に開放せよとか、日本法を変えろということは言わないと思われる。しかしながら、外国弁護士が外国法の範囲を超えて弁理士、行政書士業務もできるようにしたいという要望を行うようなら、その際は既得権益が違うから外弁法導入時と同じように関係団体から大きなクレームが起こるだろう。外国弁護士を一定の条件のもとで、かつ、外国法に限って業務を認めることとした先例に倣うところで決着するしかないのではという気がする。

PROFILE



山神 進先生 プロフィール

立命館アジア太平洋大学副学長
 東京大学法学部 ワシントン大学政治学
 学研究科卒業
 法務省入省後、外務省アジア局地域政策課主任企画官、法務省高松入国管理局長などを経て現職
 専門はアジア太平洋地域システム論など

ちょっと、一息

空想・サムライたちの居酒屋TALK

都内のガールズ居酒屋。3人の若いサムライたちが、TPP談義に花を咲かせてる。ちょっと聞き耳をたててみよう。



社 労 士: しかしガールズ居酒屋というのは、客の9割以上は男性だな。まるで、一昔前の秋葉原にいるようだね。
行政書士: 時代は変わったね。まあ、高いお店に行かなくても目の保養になるし、食事だって美味しいからいいじゃないの。
税 理 士: 彼女達の時給は確か1500円ぐらいだったかな。商品が妥当な額という点を考慮すると、この鶏肉の仕入先はチリあたりの南米産で…。

社 労 士：話は変わるけど、チリっていえば、ニュージーランド、シンガポール、ブルネイと並んで、TPPの最初の加盟国だったな。

行政書士：そうだったね。ところで俺たち士業にとって、TPPって影響あるのかな?『ZAI●EN』や『WE●GE』あたりが「ドメスティック士業 業務独占撤廃! TPPは現代の魔刀令!」なんて煽るのが目にみえるようだけどね。

社 労 士：情報があまりに少ないから現段階での判断は早計だけど、実質は日本の農産品市場に風穴を開ける“日米FTA”と言われているし、士業にはあまり影響ないと思うよ。農産品に限らず肉・乳製品など食品全体でみた場合、旺盛な消費傾向にある中国が不参加だから、受け皿となる日本市場は相当の打撃を被ると思うが。選挙を控えたオバマさんも、ドル安基調を維持しつつ雇用創出のため輸出主導に方針転換したし、それに、環太平洋の多くは輸出依存国だしね。

税 理 士：これよりもっと安い焼き鳥が食えるかもしれないが、さらに奪り取られる可能性もあるのか。ただ、食品だけではなく、サービスなどの非関税障壁、とりわけアメリカは医療や保険をターゲットにしていると言われているよね。

行政書士：確かに、保険もターゲットになっているけど、実際の影響を受けるのは健康保険でしょ。外資が狙っているのは、皆保険診療ではなく、保険の適用を受けない混合診療。そう考えたら、保険というジャンルで影響を受けるのは社労士ではなく、経営者に節税対策を指南する税理士になると思うけど。

税 理 士：なるほど。FPと連携し、さらなる商品知識の補充が必要になるかもしれんな。

社 労 士：それに税理士の場合、法令と異なり、会計は世界共通語なんだから、TPPによってより多くのサービスや人々が流出した場合、我々よりも余程影響があるんじゃないのか。

税 理 士：う〜む。確かに、日本固有の税法があるとはいえ、日本に進出する外資向けの会計サービスを提供しようと、海外の会計事務所が日本に押し寄せる可能性は高いだろうね。逆のパターンだけど、実際にアジア諸国では、とある日本の税理士・会計士集団が、海外進出を企図する邦人向けに現地で当該国の会計サービスを提供し、その派生案件も手堅く獲得している事例もあるから。我々も商機を逸してられないね。

行政書士：そう考えると、我々士業にとって、TPPへの参加は、デメリットだけではなさそうだ。

社 労 士：行政書士業務をみれば、あれだけ広い業務範囲なんだから、影響は何かしらあるでしょう。むしろ、ライセンス取得、会社設立に入管業務も含めたら、日本進出を計画する海外向けに大きくアピールできるチャンスなんじゃないかな。

税 理 士：もちろん、万に一つ業務独占が撤廃され、外資も入り込んで競争が激化したとしても、世界共通ルールの会計と異なり、日本固有の法令に通暁している強みがあるからね。許認可や入管などの業務は、国内の他士業とは一線を画するし。

行政書士：確かにね。別の見方をすれば、在邦の外国会社と提携する機会が増える可能性もありそうだ。そう言えば、国民年金については受給資格を25年から10年に変更するニュースも流れていたから、相互主義を採用の国の人々から個別の問い合わせが爆発的に増えるだろうね。

社 労 士：なるほど。TPPは功罪相半ばすると思えたが、士業にとっては様々なメリットが存在するし、やり方によってはメリットの創出も可能かもしれない。今回確信したのは、他士業との連携を密にした方が、TPPの恩恵を享受できる可能性が高まるということだな。

税 理 士：そのとおり! 分断統治は列強の常套手段。内憂というケンカをしている場合ではないだろうね。

行政書士：まったくだ。これからもTPPの動向を注視して、こうして3人で談論風発するのも悪くないね。

酔って少々気が大きくなっているのだろうが、この若いサムライたち、かなり前向きに捉えているようある。

VOICE

四つの設問と行政書士の意見

さて、東京都行政書士会ではまだ公式にTPPについての議論・検討はなされてはいないが、本企画の取材チームによって独自に設定した四つの設問に対して何人かの方から回答をいただいた。先の居酒屋TALKはあくまでも架空の話だが、ここでは今回回答をくださった方の「生の声の一部」を紹介する。

Q1. 外国の相当専門職が（国内の行政書士が）影響を受けるほどに参入してくると思うか。

- ・そうは思わない（日本語と官庁という障壁があるため）。
- ・国際業務関係は厳しいものがあるように感じられますが、その他の面ではさほど影響を受けないと思います。
- ・参入はあると思うが、影響を受けるほどではない。
- ・TPP参加が行政書士業務のすべてに影響するとは言えず、影響は限定的だと思われる（インドネシアやフィリピンとのEPAの実施状況から資格取得のハードルが高い）。

Q2. 外圧により、国内法曹各士業間の垣根が取り払われ整理・淘汰が進むと思うか。

- ・一部は整理・淘汰が進むが、ほとんどは進まないと考えます。
- ・そうは思わない（各士業団体間の協力・連携は必ず進めるべき。覚悟を見せればTPPでも議題にはならない）。
- ・それも有りかなと思います。どれだけ国内の法曹士業の間で連携をもてるかが問題だと思います。
- ・許認可などの手続きは国内・地域事情を把握していないと申請が困難であることから行政書士業務のすべてに影響があるとは言いきれず、かなり限定的になると思う。

Q3. 職域拡大や新しいビジネスチャンスはあるか。

- ・語学力を強化するなどして努力すれば新しいビジネスチャンスの可能性はある。加盟国の中で制度が整備されていない国に対しては、職域拡大やビジネスチャンスがあるのではないかと考えます。

- ・まったく思いません。思いもよらぬ仕事は出てくると考えらるが、生半可な知識では通用しない高度なものだと推察される。

- ・競争になる分野では効率化などに対応できないゆえの淘汰も否定できないが、大きなビジネスチャンスなる可能性も高い。既存の職域を守るのではなく、新たな職域を作り出すことが求められるのではないかと。

Q4. 現在より市民にとって利便性が向上すると思うか。

- ・行政書士他、国内法曹各士業については、利便性が向上するとは考えられません。かえって市民や行政機関に係る業務が混乱するのではないのでしょうか。
- ・全体的にみて、国民にとっては向上すると思う。
- ・そうは思わない（海外の専門家が来て選択肢が増えるから利便性が向上したと言われてはならない。士業の成長の結果の利便性向上を言われなければならない）。
- ・長期的に考えると、競争により選択肢が増え、多様なサービスを受ける機会が増えるため、利便性は向上すると考えられる。

SECOND NAVIGATION

GATSとどう違う…交渉分野とポイント

次に、ブログなどでもTPPについての意見を発信している弁護士の藤本一郎さんに交渉で予測される分野や範囲、特徴などを含めて士業に与える影響について寄稿していただいた。

2012年1月14日

TPPが士業に与える影響について

藤本一郎

はじめに

私は2011年に大阪弁護士会国際委員会にて開設されたTPPプロジェクトチーム（略して、前から読んでも後ろから読んでも「TPPPT」!）の座長となり、「TPPが弁護士業に与える影響」について分析する職責を担うことになった。私の知る限り、恐らく弁護士や行政書士を含む士業に対し、TPPがどのような影響を与えるかについて真面目に分析した公的組織は、私が座長をするTPPPTしかないように思われる。

そのTPPPTでは、現在最終報告をとりまとめている最中であるが、最大の問題は、TPPの内容が良く分からない

という点である。TPPは、2006年5月のシンガポール、ブルネイ、チリ、ニュージーランドの4ヶ国で発効した経済連携協定（以下“P4”と呼ぶ）を基礎として、新たに、アメリカ、オーストラリア、ベトナム、ペルー、マレーシアが参加することを表明し、これらの9ヶ国で交渉され、2011年11月に、中間合意され大枠が固まった。が、2011年11月に参加表明した日本、カナダ及びメキシコは、9ヶ国全部の同意が得られるまで、この後の交渉への参加すら認められず、また中間合意の詳細な内容も非公開であり*1、日本政府ですら完全な情報を得ることができていない。我々一般国民は尚更である。

従って、我々がとりまとめている報告書は、現在交渉中のTPPの基礎となっているP4と、開示されているTPPの交渉状況から、影響を予測することにより行っている。

本稿も、そのような観点で記述するものであり、予測の部分が大きいことについてはお許しいただきたい。

また、本稿は、私の所属する如何なる組織を代表するものではないことについても、ご理解いただききたい。

現在の交渉状況とP4・GATSの関係

現在、TPP交渉には、24の作業部会が設けられているが、これらの中には、分野としてはひとくくりにはできるものもある。これらを整理すると、21分野*2で交渉されている。土業の業務は、サービス業であるから、これらの21分野のうち、「越境サービス貿易」分野（及び商用関係者の移動）の内容がもっとも影響を与える可能性があるが、サービス貿易については、P4にも規定があるため（P4の第12章）、このP4の内容からある程度予測することが可能となる。特に、サービス貿易については、WTO（世界貿易機構）のGATS（General Agreement on Trade in Services）において一般的に規定されており、我が国はこれを締結しており、かつP4の規定もこれを相当意識していることから、GATSからP4への変更点（及びP4からTPPへの変更点…ただし現時点では正確には知り得ない）が、

土業を含む我が国のサービス貿易に対し影響を与える変更である。

また、P4には存在していなかった、労働分野、環境分野、金融サービス等の交渉、P4に存在していた知的財産権分野の交渉も、土業の種類によっては、若干の影響を与える（つまり、TPPによってビジネスが促進されることにより、間接的に労働、環境、金融サービス、知財に関する土業が潤うという影響は受け得ると思われるが、これは土業全体に与える影響という訳ではないので、本稿では割愛したい。

重要なGATS→P4の変更点（ポジティブ・リスト→ネガティブ・リスト）の影響具合

以上から、GATS→P4の変更点が、サービス業である土業にとって最も重要な確認事項であると言いうことができる。その最たるものが、「ネガティブ・リスト」*3方式の採用である。

GATSでは、一般的抽象的に合意された事項（例えば、第2条の「最恵国待遇」）もあるが、もっともセンシティブな、市場アクセス（第16条）、内国民待遇（第17条）及びその他の追加的な約束については、「特定の約束」（Specific Commitments）として「約束表」（Schedule）に記載されたもののみ、開放をする義務を負う。つまり、「ポジティブ・リスト」*4方式である。例えば、法律事務の弁護士独占（弁護士法72条）については、この「ポジティブ・リスト」に記載されており、その範囲で開放しておれば義務を履行したことになる。因みに、専門職サービス分野において、弁護士、外国法事務弁護士、弁理士、海事代理士、公認会計士、税理士及び建築士については、約束表に記載があるが、行政書士に関する記載はない。

他方、P4における内国民待遇（12.5条）及び市場へのアクセス（12.6条）には、そのような「ポジティブ・リスト」がなく、もしも締結国に対しこれらの保証をしない内容があるのであれば、逆に約束表に記載しなければならない

*1 公開されている中間合意の概要（外務省は「輪郭」と翻訳）については、外務省のウェブサイト（<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/tpp/index.html>）にて確認することができる。

*2 ①物品市場アクセス、②原産地規制、③貿易円滑化、④SPS（衛生植物検疫）、⑤TBT（貿易の技術的障害）、⑥貿易救済（セーフガード等）、⑦政府調達、⑧知的財産、⑨競争政策、⑩越境サービス貿易、⑪商用関係者の移動、⑫金融サービス、⑬電気通信サービス、⑭電子商取引、⑮投資、⑯環境、⑰労働、⑱制度的事項、⑲紛争解決、⑳協力、㉑分野横断的事項。

*3 「ネガティブ・リスト」方式については、TPPの中間合意の概要によって、これがTPPにおいても維持されていることが公表されている（外務省ウェブサイトの日本語版「輪郭」（http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/tpp/pdfs/tpp01_07.pdf）の7頁を参照）。

*4 具体的内容は、WTOのウェブサイト（<http://tsdb.wto.org/default.aspx>）で検索可能である。

（「ネガティブ・リスト」方式）。つまり、GATSでは開放分野を約束表に記載したが、P4では開放しない分野を約束表に記載しない限り開放する義務を負う。だからといって、TPPがP4と同じ内容となったと仮定した場合に、TPP加盟国である外国の同種資格を保有する者が、日本で自由に当該原資格国と同様の活動ができるようにはならない。例えばP4の第12. 10条には「国内規制」という条項があるが、サービス貿易に影響を及ぼす一般に適用される全ての規制は、合理的・客観的である限りにおいて認容されている。また、同12. 11条には、「専門職の資格と規制」という条項があり、あるサービスの供給者に、教育、経験、要件、免許又は資格証明を求めることが認められている。無論、資格・規制の名目で、外国の同等の者に対し不合理な規制を設けることは認められないが、我が国の専門職は、ほぼ全てにわたり国籍要件を設けておらず、特段「ネガティブ・リスト」に記載しなくても、既に十分に開放されているため、日本がTPPの締結国になったとして、外国の専門職に対し、これを理由として大幅な追加的開放があるとは思われない。

以上、TPPにおいてP4同様の「ネガティブ・リスト」方式の導入があっても、専門職においておよそ一般的に日本国内で行われている資格と規制が合理的客観的である限りにおいて、日本国がTPPの締結国となることそのものによる大きな専門職市場の変化は起こらないと考えるのが穏当である。

その他のGATS →P4の変更について

もっとも、TPPが何ら専門職に影響を与えないものではない。以下の条項については、一定の影響をもたらす可能性がある。

1つは、現地滞在（Local Presence P4の12. 7条）の要件である。同条は、「当事国は、自国の領土におけるあるサービスの供給のための条件として、他の当事国のサービス供給者に対し、駐在事務所若しくは他の形式の事業体を設置し若しくは維持すること、又は居住者となることを要求してはならない。」と規定している。例えば、現行の外国法事務弁護士を規制する外国弁護士による法律事務

の取扱いに関する特別措置法（以下「外弁法」という。）48条では、外国弁護士が外国法事務弁護士として日本で法律事務を提供する場合は、180日間日本に滞在しなければならないという規制を設けている。仮に、この種の条文が、そのような滞在規制を許さないというのであれば、締結国である外国に普段滞在しながらも、日本国内に（専門職が滞在しない）オフィスを設けるようなサービスの提供が許される可能性が0ではない（現にそのような要求は、オーストラリアの弁護士を中心に存在している）。

もっとも、我が国の弁護士法では、国内法の問題として弁護士に「支店」を許さず（弁護士法20条3項）、弁護士法人について「支店」を開設するには社員弁護士（パートナー）の常駐を要求している（弁護士法30条の17）ため、内国法と同様の規制を課するのであれば、合理的な規制であるとして継続される可能性も高い。

また、「市場へのアクセス」がネガティブ・リスト化することの影響の1つとして、同規定は、「サービス供給者の数を制限すること」「サービス運用の総数又はサービス出力の総量にて制限すること」「特定のサービスセクタにて採用され、又はあるサービス供給者が採用する自然人の総数を制限すること」「サービス供給者がサービスを供給しても良い特定のタイプの法人又はJVを制限し又は要求する措置」を採択・維持してはならない旨が規定されているが（P4の12. 6条）、司法試験など資格試験の合格を、合格点による規制ではなく、合格者数の総数で規制することが同規定に違反していると指摘される可能性はないとはいえない（この点も、専門職に対する合理的客観的規制と言えるか否か問題となるだろう）。この点を考慮し、資格試験については、合格者数による規制ではなく、合格点による規制に改めた方が望ましいだろう。また、現時点においては、日本の弁護士には弁護士法人の設立が認められているのに、外国法事務弁護士には法人制度を認めていないことについても問題となり得るが、少なくとも外国法事務弁護士法人についてはまもなく実現する見込みであり、大きな問題にはならない可能性もある*5。

なお、P4では、義務的な規定ではないが、専門職サー

*5 この点、外国法事務弁護士と日本の弁護士が共に社員（パートナー）となって法人を設立する「混合法人」制度は、実現が見送られることになった。この点は、法人制度ではない組合では外国法共同事業として実現しているのであり、TPPで再度問題となる可能性はある。

ビスについて「一時免許」のための手続を発展させるように促すべきとの定めがある (P4のAnnex 12.B)。これがTPPにおいて、仮に義務的な規定に発展して規定された場合には、外国専門職の一時滞在中の業務提供が公に認められることになるが、その合法性は別として、これは現在においてもある程度見られるものであり、これが直ちに大きな影響を持つようにはならないように思われる。

最後に

順調であれば、本年中に現在のTPP交渉について最終合意となる可能性がある。いま述べてきたとおり、我が国の法律専門職にとって、TPPはそれ程脅威であるとは思われず、むしろ、これにより周辺領域（労働、環境、金融サービス、知財等）の交流や交渉が進み、渉外業務にとってブ

ラスの影響の方が大きくなるように感じる。そして、我が国の専門職が、クライアントから渉外業務を獲得できるか否かは、個々の専門職の語学能力や人脈等に依拠する訳であり、TPPを過度に怖がるよりは、そのような能力を高め、一層のグローバル化に備えることが肝要である。

PROFILE



藤本 一郎先生 プロフィール

弁護士（資格：日本国、米国カリフォルニア州及びニューヨーク州）、弁護士法人 淀屋橋・山上合同パートナー。
同志社大学法科大学院、神戸大学法科大学院、京都大学法科大学院兼任講師。
日本弁護士連合会外国弁護士及び国際法律業務委員会委員。

見守りたい交渉の行方

いかがだろうか？山神さん、藤本さんお二人の「TPPが士業に与える影響」についてのお話は、私たちの議論を深めるうえで、大いに参考になったのではなかろうか。

1月下旬、政府は70名体制のTPP交渉チームを編成し、順次関係国と交渉協議に入る体制を整えた。2月23日現在、交渉参加9ヶ国すべての国々と、個別の事前交渉が一巡した。この結果、ベトナム、ペルーなど6ヶ国から日本の交渉参加についての支持を取り付けたと報じられた。米国・豪・ニュージーランドは態度を留保しており、事前交渉が長期化することも考えられる。また、事前交渉を通じて、徐々に、TPPの実態が浮かび上がりつつある。

政府は、名古屋市を皮切りに、順次各地における説明会

をスタートさせた。こうしたプロセスを通じて、正しい情報に基づき、コンセンサスを形成していくことが非常に重要である。

最もタフな交渉相手と目される米国では、複数の業界団体が日本に対する条件提示をしてはいるが、日本国内の世論の反発を無視してまでゴリ押しすることはできない現実がある。しかし、情報不足のせいもあり、日本国内の意見集約は進んでおらず、今後の交渉を有利に進める上で懸念が残る。

国の未来予想図を描くうえでの大きな鍵の一つであり、私たち法律系士業の未来に影響するかも知れない。この交渉に関心を持って見守っていきたいと思う。

（取材：小網淳一・武田敬子・勝山 徹）

発信する行政書士の業務外活動ファイル **その3**

行政書士 大塚大さん・漫画家 佐藤秀峰さん

帆を張る

「ビジネスの世界で契約書が無いのはおかしい」。
25歳にして出版社に宣戦布告した漫画家の、
イノベーションの行方。

インターネット上での行政書士の課外活動を取り上げてきたシリーズ第3弾は、行政書士大塚大さんに加えて、漫画家の佐藤秀峰さんにご登場いただくことになりました。というのも、大塚さんの課外活動の場所は、佐藤さんが2009年に開設したウェブサイト「漫画 on Web」上にあるから。

『海猿』『ブラックジャックによろしく』といったメガヒット作品を生み出してきた当代一流の作家と著作権専門の行政書士は、どのように出会い、何を考えて、協力関係を築いてきたのか。ロングインタビューになりましたが、どうぞお読みください！ (インタビュアー 梶原 恭子)



「漫画 on Web」ができるまで

——今日は「漫画 on Web」※1上の佐藤秀峰作品のうち、『特攻の鳥』をサイト上で購入して読むことができました。

大塚 ビューワー※2を使っただけの読み心地はどうでしたか。

——思ったより小さく感じた。もう少し大きな画面で見たいな、とは思いましたが。佐藤さんが「漫画 on Web」を始められたのは2009年でしたが、当時、ウェブ上でコミックを読めるサイトは他にあったのでしょうか。

佐藤 携帯サイトのほうはもうだいぶ流行っていて、PCのサイトだと、「eBookJapan」さんなど大手のサービスがいくつかありました。

——サイトでの説明を読むと、ご自分の漫画を売るといふより、他の漫画家の皆さんが作品を自由に発表して売ることができる、というようなことが書いてあるのですが、最初から、漫画家さんを育成していくという意図というか気持ちというか、そういうものがあったのでしょうか。

佐藤 多少あったんですけど元々はオンライン上の決済の問題でした。作品を有料で販売するのに、1話10円とかで売らなかったんですけど、少額決済のシステムというのが、最低300円位からしか受け付けてくれないというのがあって。1話10円で月に最低300円分先に買ってもらうとなると、自分のコンテンツだけだと、1話か2話読んで「つまらない」と思われたら、300円の残りの使い道がないんです。なので、他の作家さんにも参加してほしいなと。決済の事情です(笑)。それと、僕は出版社じゃないので、作家さんの連絡先を何

千件も知っているわけじゃないし、こっちから営業しなくても勝手に参加・投稿してもらえれば形にしようと思って。これからの人にどんどん参加してもらえれば育成の場にもなるかな、と。

——「漫画 on Web」の会員登録者数はどれくらいですか。

佐藤 現在1万9千人位です。うち、コンテンツを自分で発表なさっているのが百数十人位でしょうか。

——その中には、3回目を迎えた「ネーム大賞」※3の受賞者もいらっしゃるんですね。今回の応募はどうですか。

佐藤 1回目が89作品来たので、2回目は「100は超えたいね」くらいのつもりでいたら、結局320も応募があって。僕と妻(漫画家の佐藤智美さん)、スタッフ2名の4名が、丸一週間みんな泣きながらネームを読む羽目になっちゃった。協賛企業もついたので、今回はまたいっぱい来るかなと。

佐藤漫画製作所の製作体制

——現在の雑誌への連載作品は。

佐藤 「週刊漫画TIMES」という雑誌で『特攻の鳥』を隔週で連載中です。サイトには4週間遅れて掲載されます。

——佐藤さんのアシスタント時代は、ぎゅうぎゅう詰めの仕事場で毎日15、6時間働いていたそうですが。

佐藤 今は徹夜で仕事する職場もだいぶ減ってきているのではないのでしょうか。昔はもっと徒弟制度が強くて、先生のことを「～さん」と呼ぶと、「先生と呼べ!」と怒鳴られていました。デビューするにも、昔は出版社経由で修行を積んで、ちゃんと技術を持った人がブ



<http://mangaonweb.com>

※1「『漫画 on Web』は、オンラインブックを読んだり、単行本やオリジナルグッズなどを購入できるサイトです。無料試し読みもあります」「誰でも簡単にオンラインブックを作成・公開できる!!」(公式サイトより)。

※2ビューワーとは、データやファイルを表示・閲覧するためのソフトウェア。「漫画 on Web」では、「HUB電子コミックビューア」を採用。

※3ネームとは、「漫画を描く際、どのようなコマ割りにして、どのようなキャラクターをここで出して、どのような台詞をどのキャラクターに喋らせるかということを書き込んだもの」(Wikipedia「ネーム(漫画)」より)。

ロになっていくしか道がなかったけど、今はウェブで話題になってデビューすることも、『きょうの猫村さん』（ほしよりこ）とか。

——現在の体制について教えていただけますか。

佐藤 今はアシスタントの方が4名です。勤務時間はやっぱり長くて、11時から11時まで1日12時間が週5日。4か月働いた後、5か月目は1か月の有給休暇を取っていただき、年間通しては1日8時間になるよう調整しています。

「物言う漫画家」への萌芽

——東京の美大に入るために上京なさったんですね。

佐藤 一浪して19歳で大学に入って、20歳で休学、1年で辞めました。

——デビューは「ヤングサンデー」で。

佐藤 デビュー作は読み切りで、その後短期連載があって、その次が『海猿』です。25歳のときです。ヤングサンデー以降はとんとんと。

——苦労はなさったけれど、20代半ばでデビューなさったと。ドーンと売れたので、出版社と交渉できるようになったということでしょうか。

佐藤 プロになるまでは、プロになって原稿料で赤字になるなんて思っていなかったんですね。1枚描けばいくもらえ、絵を描けばお金をもらえるという喜びがあった。でも『海猿』の連載が始まって、スタッフの人件費を払って家賃を払うと、月20万位の赤字なんです。それは聞いてなかった、誰も教えてくれなかった、と。

——漫画家さんでやり繰りできているとしたら、一人でやっているかスタッフを酷使しているかどちらかだっって書いてらっしゃいましたよね。



佐藤 連載していると8割方単行本が出るんです。出版部数が最低1万5千部とかそれくらいはあったので、それで印税が75万とかになりますよね。赤字はそれで取り返せるでしょ、ということで、出版社が借金させてくれるんです。

——でもそれはやらなかった。

佐藤 お金借りちゃったら出版社に頭が上がらなくなると思ったので。漫画家を目指す新人がいっぱいいて、勝ち抜いて連載までたどり着いたとしても、出版社側は、100人の中から君を拾いあげてあげたよ、という感じでしたし。

漫画家と行政書士、出会う

——ご自分の作品を改変されてしまったということで、随分若いときに出版社に抗議なさったということですが、いつ頃から法律や契約について意識してらしたのでしょうか。

佐藤 ずーっとおかしいってのはあったんですけど、言っても言い返されて。25歳で法律家の知り合いなんていないですし（笑）、いつか偉くなって、もっと原稿料が高いところに移ってやる、と。

大塚 漫画家として、雑誌の連載の執筆契約を多分日本で一番最初にされたんですね。

佐藤 ずっともやもやしてたんで、「出版社のやり方に不満がある、法律家をちゃんと立てて話し合いたい、誰か紹介しろ」って暴れたら、出版社から大塚さんを紹介されたんです。

——そうなんですか!?

大塚 そう、馴れ初めが面白いんですね。ある日編集者の方から電話があって、少し著作権とか権利の話を噛み砕いて作家さんに

説明してほしいと。でお会いした。

——大塚さんは、その出版社とお付き合いがあったということですよ？

大塚 いやウェブで見つけてくれたとかなんとか（笑）。

佐藤 著作権専門の弁護士さんと大塚さん2人を提示されて、弁護士さんはすごい人だけど、当然あなたが事務所に行って〇万円かかりますよ、大塚さんはあなたのところに来てくれて、1文字いくらで契約書を作ってくれますよ、と。どっちがいいですか、と聞かれたので、大塚さんにしたいと。

大塚 契約関係的にも、佐藤さんとの契約関係ということで、「いいですよ、作家さん側についてください」と。なので、紛争があって中に立ったとかそういう話じゃないんです。

佐藤 とにかく、何もわからない状態で、でも、ビジネスの世界で契約書が無いのはおかしいと訴えて。印税率をスライド制にしたい、契約書を作りたいとお願いして。

——それで、結果はどうだったんでしょう。

佐藤 印税の件で折り合わなくて、合意には至りませんでした。

——契約書を初めて作ってみて、印象はいかがでしたか。

佐藤 漠然と、法律家に何か依頼すると高いんじゃないかというイメージがあったんですね。1時間2万円かかるんじゃないかとか、

契約書を作るのに、1か月の給料以上かかるんじゃないかとか。すごく敷居が高い気がしました。

——でも、思ったより大丈夫だったじゃないかと（笑）。

佐藤 大塚さんは特別にやさしいんだと思いますけど、いつも来てくださるし、1文字いくらで契約書を作ってくれるし、親切だし。

——自分が出向くのと相手が来てくれるのでは違いますか。

佐藤 週刊の連載を抱えている漫画家さんは、起きてから寝る瞬間まで漫画を描いているということも珍しくない。一日

の途中で何時間か電車に乗って法律家に会って、また切り替えて仕事するというのは、時間的にも精神的にも結構きつい。

——契約はうまく行かなかったけれど、お二人の付き合いは続いたんですね。

大塚 佐藤さん、行政書士っていう単語はご存知でしたか。

佐藤 知ってました。でも、今もよくわかってない（笑）。

大塚 『カバチタレ!』ですとか、行政書士の世界を描いた漫画もあります、先生のご理解はどうだったのかなと。

佐藤 そうですね。紛争するわけじゃないんで、いいものを作るために契約書で交渉する、という仕事は、行政書士さんの仕事かなと。

漫画業界というところ

——以後、作品の執筆に関しては、まず契約書を交わして、というやり方で。

佐藤 最初に作っていただいた契約書が、そのたき台になりました。作家さんは忙しい方が多いので、全部出版社に丸投げしている場合が多いんです。契約書の1枚もなく、「お互いの信頼関係で」と。単行本で儲かるサイクルに入っちゃうと、原稿料は赤字でもいいじゃん、ここまで登ってこれない新人を気にしてもしょうがない、原稿料は全部使っちゃえばいいんだよ、俺たち印税があるんだから、と。

大塚 初めに佐藤さんからお話をうかがって驚いたのは、業界のスタイルとして、雑誌の掲載の執筆契約書で1枚いくら、という世界、それとそれに引き続く単行本の印税という世界があって、こっちが赤字でもこっちの黒字で、トータルで黒字であればいいんじゃないか、という慣行だった。それはおかしいんじゃないか、っていうお話

ですよね。

佐藤 そうですね。別のビジネスの話じゃないかと。連載開始の時に、単行本化すると執筆契約書の中で約束して、税率も原稿料も全て決めてあれば1個の契約ですけど。

——契約だとか労働環境だとか、そういうことにいつ頃から自覚的になったんでしょうか。

佐藤 僕が最初に勤めていた先生のところでは、本当に昔ながらの徒弟制で、師匠のパンツも洗ってたし(!)、クリーニングも出しに行っていた。というところから始まって、1日15時間16時間労働は当たり前、締め切りが近くなると2徹とか3徹、本当に一睡もさせてくれないんですよ。

——椅子に座りっぱなしですか。

佐藤 椅子に座りっぱなしです。パンツ洗ったりする以外は(笑)。48時間とか72時間とか働いたことがあります。



——大多数の人は黙って耐えたか辞めていったか。佐藤さんの作品は、主人公が現場で厳しい判断を迫られる、しかも、どちらが正しいと単純に言えない状況を扱うことが多いですよ。いろいろなことに対する問題意識が高いのかと。

佐藤 いや、すぐに出版社と揉めるだけというか(笑)。「それおかしい」とつついってしまいます。本当に頭がいい人だったらきっと、うまく和を保ちながら交渉できると思うんですよ。僕はあんまりそういうのができないので、パフォーマンス寄りになっちゃう。「暴れる変な奴がいるぞ」ということで、問題があることに周りが気づいてくれれば、もっと頭のいい人が整理してくれれば漫画家の利益になると。

——アニメ業界に対して、国が労働環境などの改善を進めるという動きがありますが、国や政策に望むことはありますか。

佐藤 役所が入ってくれば、漫画家が法律を犯しているのがバレると思う。誰か捕まえてほしい(笑)。もっと問題にしてほしいです。儲かってる先生たちであっても、会社化していても、保険を払っていない人がいっぱいいると思うし、契約書もなしで、むちゃくちゃな人の使い方している人がほとんどだと思うので。これじゃいけませんよ、ってなったら、「じゃあ、こんな原稿料じゃとってもできませんよ」と当然なるので。

サーバの管理と電子出版

大塚 「漫画 on Web」をつくるときに、いろいろ制作業者とのやりとりが大変だったこともあって、かなりデジタルにお詳しくなったんじゃないでしょうか。

佐藤 知らない結構ほったくらっちゃうので。

——「漫画 on Web」のアクセス数はどれくらいでしょう。

佐藤 ユニークユーザー数が1日多分2、3千人位ですね。ニュースとかで取り上げられると3万人になったりとか。

大塚 そういう差をどうサーバでどう安価で安定的にさばくかという問題が。最近ですと、『もしドラ』の方^{※4}との自炊^{※5}の絡みでアクセスが増えたのでは。

佐藤 あのとときは2万超えたくらいだったか。「BLOGOS」とかからも、転載の依頼が来て。

——1日3千のアクセスは、ご自分としてはどうなのでしょう。

佐藤 商売としては10倍ないし厳しい。サーバ代だけで月10万位かかっていて、スタッフ2名専属で雇っているの、広告費と僕のコンテンツの売上で月10万円前後では全然足り

りない。その他、いろいろなサイトに僕の作品を出しているの、寄せ集めてとんとんくらいっていう。

——当初からもすごく儲かるだろうとは思ってらっしゃらなかったんですね。

佐藤 うーん。でも最初はすごく儲かったんですよ。先行して僕の作品だけ販売したときは1か月で80万円位になって。ただ維持するのは大変です。

——でもおやめになるという選択肢はないんですよ？ 佐藤さんと同じような試みをなさっている漫画家さんもいらっしゃるのでしょうか。

佐藤 有名なのは赤松健さんです。あとは竹熊健太郎さんとか。赤松さんは出版社と権利がバッティングしない絶版作品だけ集めて、データに広告を入れ込んで、そのクリック収入を漫画家さんに分配する、読者も無料で読める、というシステムを考えてやっていたはずなんですけど、やっぱりうまくいってない。

——お金にもならないし、広告の挿入は読む側としてはちょっと雰囲気壊れますね。ご自分のサイトを今後どう育てていくかというのは、まだまだこれから試行錯誤ということ。

佐藤 そうですね。AppleやAmazonが牛耳ってしまえばみんなそこに行くでしょうけど。

——AppleやAmazonはどうですか。

佐藤 Amazonは使ったことがありません。Googleは審査なしで誰でもアプリを出せるけど、削除する直前に一方的に通知が来て、アカウントを停止されたという話も聞きました。

「契約お悩み無料相談室」連載開始

——2月から、「漫画 on Web」で「契約お悩み無料相談室」の連載が始まりましたね。

大塚 佐藤さんの仕事を受けていて、以前ちょっと「契約書について、他の若手さんの相談もできませんか」と聞かれたんですよ。そのときに「佐藤さんのように交渉力のある方だからこそ、契約の交渉が成り立つんです。若手の方が行っても、難しいんじゃないですか」とばさっと切っちゃったのが心が痛くて(笑)。以来、若手の漫画家さんですとか、何かお手伝いをしたいなあ、と考えていたところに今回のリニューアルがあり、企画をご提案したところ、ご快諾いただいて。イラストも描いていただいて。

——元になっている写真よりも、実際に近いですよ。

大塚 オープンして1週間位なのですが、もう300位見ていただいたようで。サイト経由での相談は1件だけですが、メールベースの相

※4 2011年12月、「買った本の使い方は本人の自由だ」とし、新中古書店への売却や自炊を容認した佐藤秀峰氏に対し、『もし高校野球の女子マネージャーがドラッカーの「マネジメント」を読んだら』(ダイヤモンド社刊)の作者岩崎夏海氏が「本は、購入した人の所有物ではない」等反論、インターネット上で話題になった件。

※5 書籍や雑誌を裁断、スキャンして電子データ化する作業のこと。



談が増えて、対外的な露出の効果を感じました。

佐藤 こちらとしても、ちゃんとしたサイトだと思ってもらえるかな、というのがあって。法律家も入っているんだって。今後は定期的に事例を公開していただければ。

世界市場を見据えての「フリー」戦略

大塚 今新しい企画が進行中で、びっくりするような新しいことを考えてらっしゃるんですね。

佐藤 はい。今、大塚さんに利用規約を作っていただいているんですけど、『ブラックジャックによろしく』という作品を、無料でデータを開放して、商用利用も含めて、二次利用も全部自由にしていただこうと。^{※6}

——二次利用も無料というのは…

大塚 たとえば、「初音ミク」^{※7}のクリプトンフューチャーさんの利用規約を見ると、キャラクターの二次利用を比較的オープンにしています。ただ、あくまでも非商用と同人誌といった規模の小さい流通に限定しているわけですが^{※8}、そんな枠も、飛び越えているじゃないですか、今度の構想というのは。この辺の勝算などをお伺いできれば。

佐藤 勝算というのは特になんですけど。今iPhoneアプリで『ブラックジャックによろしく』が13巻中11巻まで出ているんです。それには英訳がついていて、ボタン1個で英語表示に切り替えられて、受験生とか気づいてくれたらかなり英語の勉強になると思うし、英語圏の方にも読んでほしいなと思っていたんですけど、結局、プロモーションや宣伝がうまくないと、誰もそれがそこにあるって気づいてくれないんですね。

——佐藤さんの作品はどれくらい海外で翻訳されているんですか。

佐藤 13か国とかで翻訳されていると思うんですが、でも、収入はどこも小遣い程度です。日本の漫画の市場はとて小さくて、5千売ればヒット。「少年ジャンプ」でも10年前の半分以下しか売れていません。ただ、単行本用に、原稿料を払うためのシステムとして雑誌を出すみたいなのがが増えてきて、発行部数が少なくても誰も読めない、都市伝説みたいな雑誌が今いっぱいあります。

——今回のプロジェクトのきっかけは。

佐藤 やっぱ、英語圏に作品を認知してもらいたいな、というのがあって。ツイッター上とかで、「誰か作品を英訳してくれませんか、無料で」と書いたら、「ニコニコ静画」さんが興味を持ってくださって、ユーザーがみんなでセリフを英訳できるプロジェクトを作ってくれたんです。じゃあ英訳が完成したら、その英訳の著作権者は誰になるんだろうとかいろいろ話して。要するに、今後、漫画を国内の雑誌だけでやってもどうにもならないだろうな、と思ったんで、もっと海外で認知してもらえたら。『ブラックジャックによろしく』はもういいとして、佐藤秀峰という作家名を英語圏の人が認識してくれて、新作を読んでもくれるようになればいいのかなあ、と。それで英訳が完成したら、zipでアップするから、みんなで勝手に使ってください、ということをやろうよ、と。

——そうか。『フリー』^{※9}の流れと一緒ですね。

大塚 ここに至るまで、2つの大きな決断があったと思うんです。まず、著作権の管理を「自分のものにした」ということと、本当に「フリーにした」ということ。このあたりがすごいなあ。

佐藤 その辺では出版社さんと争いになっちゃった(笑)。

大塚 それがあったからこそ、今があるということですよ。

佐藤 「あなたには権利はないですよ。僕の著作物ですよ」ということをちゃんと認めさせた上で、「じゃあ今度は開放します」と。

大塚 アニメに詳しい弁理士さんと、初音ミクのように利用規約で利用の範囲を規定して、マネタイズするところは許諾するというのが一般的、というか、それしかないだろう、という話をしたんですが、一方で佐藤さんのように、二次利用、翻案まで自由にしていよ、というところまで踏み込んで展開を考えられるというのは本当に新しい、とのけぞった(笑)。パイオニアワークとして歴史に残るし、重要なことかな、と。

佐藤 権利にこだわっても、まず認識してもらわないと、在庫だけ抱えることになって、どこにも行けないんですね。『ブラックジャックによろしく』を、ストーリーングで全話無料で公開したことがあって、その間はサイトのユニークユーザー数がずっと1万切らないような感じだったんですね。他のコンテンツも売れるんで、その半年間かなり儲かったんです。

大塚 将来、街中に(『ブラックジャックによろしく』の) 斉藤先生があふれたらどうでしょう(笑)。

佐藤 それがいいのかな、と思うんですね。今、あるサイトで斉藤先生のキャラクターを使用したいという話をいただいて、そういうのもフリーでやっていただいて、「これ無料なんですよ」というのも宣伝になるんじゃないかと。

——この間AV(アダルトビデオ)の取材に行かれてましたよね。

そちらは次の作品になると。新規性のあることをご自分でなされる快感みたいなものはありますか。

佐藤 目立ちたがりの部分はもちろんあるんですけど、誰が一番不満を感じているかという、多分漫画家さんなんですよ。出版社に囲い込まれてそこしか窓口を持たないのが当たり前で思っている人が、ベテランとか特に多くて。出版社と漫画家は一心同体、運命共同体なんだ、みたいなことを記者会見で言っちゃうような人たちなんで。もっと権利のことをしっかりしていけばいいのに。取材も当然のように出版社にセティングしてもらって、自分は後ろの安全な席から眺めているだけ。作家は本来、自分の見たいものを見に行つて、それを作品にするんだと思うんで、このくらい自分でできるということ、記録として残しておきたいんですね。

——今日はありがとうございました。(2012年2月25日)



佐藤 秀峰(さとう しゅうほう)

1973年生まれ。北海道出身。有限会社佐藤漫画製作所代表。代表作：『海猿』『ブラックジャックによろしく』など。連載中作品：『特攻の島』『Comic Sato』。



大塚 大(おおつか だい)

1966年生まれ。東京都出身。明治大学大学院法学部修士課程修了(法学修士)。駒込公園行政書士事務所代表。平成16年に行政書士登録。東京都行政書士会世田谷支部所属。著作権業務に特化した行政書士として活動中。

※6 二次利用とは、原作から改変した二次的著作物を、複数の目的やメディア・商品・サービスで利用すること。

※7 楽曲制作ソフトウェアでイメージとして利用されている女性キャラクターの名称。

※8 規模の小さい流通は無料であっても、商用利用等の大規模利用の場合、ある程度のライセンス料を支払う場合が圧倒的に多い。

※9 『フリー』(クリス・アンダーソン著、日本放送出版協会)により広まった、「フリーミアム」(freemium: 無料のサービスを提供し、まず使ってもらい、その内容を理解してもらう)というビジネスモデル。

法律実務検証

～外国人投資家に対する在留資格「資産運用・管理」・投資ビザ「震災復興プロジェクト」の提案～

(取材：武田敬子)

入国管理局（入管）の取次が平成元年に行政書士に認められて早くも23年になります。前号の『Puente』では「他国の移民政策から振り返る日本の外国人政策」を取り上げ、オーストラリア、ドイツ、日本の外国人政策の比較を試みました。今回は一歩進んで日々入国管理業務に携わっている実務家の視点から日本の入国管理法（入管法）に関し何か提言できないかと、外国人投資家に関する在留資格に絞って二人の方に話を伺いました。一人は行政書士中村和夫さん、一人はオーストラリアVISAコンサルタント足利弥生さんです。

最初に現在の在留資格「投資・経営」（会社の役員などに与えられる在留資格）を変更する案と新たな在留資格「資産運用・管理」の創設を提案されている中村さんにお話を伺います。

*在留資格は27種類あり、その27種類に該当しない外国人は日本に入国することができない。投資・経営は27の在留資格のひとつであり、会社の経営者や管理者に与えられる在留資格である。

Q: 現在の在留資格「投資・経営」をどのように変更したら良いとお考えでしょうか。

A: 現行の入管法での在留資格「投資・経営」の審査では、起業の条件として事務所を構える必要がありますが、来日できる保証がない段階で、6か月から10か月の事務所や店舗の保証金を積み重ねなければならず、ベンチャー起業家としては大変リスクが高く、ハードルの高い条件と言えます。しかしレンタルオフィスやマンスリーオフィスのような短期賃貸借契約では起業外国人には許可が出ていないという現実があります。そこで、在留資格「投資・経営」の在留期間を6か月、1年、3年としてはどうかと考えます。

Q: 現在は1年、3年しかありませんが、6か月という期間を新たに創設するということですか。

A: 例えば事業準備段階の外国人起業家で、500万円以上の資本金の会社を設立し、銀行残高に同額程度の資金が確認できれば、一旦6か月の「投資・経営」を許可し、6か月後の更新時に事業として実際に稼働しているか否かを審査し、その実態無き場合には、更新を許可しないようすれば合理的だと考えます。つまり、この6か月の「投資・経営」は開業準備期間として運用すれば良いと考えます。

在留期間の6か月という追加変更は政令で定められる範疇ですので、法改正の必要もありません。入管の運用面のみで、外国人起業家への便宜を図れるメリットがあります。

Q: では、新たな在留資格「資産運用・管理」（在留期間6か月）の創設について伺います。創設した方が良いと思われた理由はどのようなものでしょうか。

A: 現行の入管法上の在留資格では、外国人個人投資家が不動産物件、日本の株式、債券を購入する場合、非居住者として「短期滞在」資格で来日するしか方法はありません。多額の資産運用であれば投資組合や法人を設立してその組合・法人に資産の運用を任せるという方法がありますが、少額の個人資産の運用を目指している個人投資家には向きません。

少額の資産運用を希望する外国人投資家が「短期滞在」で来日する場合、ノンビザ対象国である欧米人や韓国、台湾など一部の国の資産家は、出入国に際してほとんど問題はありますが、新興国である中国、ロシア、インド、ブラジルなどの資産家にとっては、あらかじめ査証申請が必要な場合が多く大き

な障害となっています。また、「短期滞在」は期間が90日と極めて短く、在留期間の伸長は病気入院など不測の事態を除いて、ほとんど認められていません。つまり、資産の運用により本邦で生活しうる外国人資産家の本邦滞在には極めて不便な在留資格であり、事実上このような外国人富裕層にとっては大きな障害になっているからです。

Q: 具体的に「資産運用・管理」の要件はどのようなものをお考えでしょうか。

A: 以下のように要件を考えてみました。

〈在留資格「資産運用・管理」の活動内容〉

在留資格	活 動	在留期間
資産運用・管理	日本へ投資する活動 1) 中小企業への普通株式2,000万円以上の直接投資 2) 不動産投資又は中小企業への議決権無しの優先株3,000万円以上の投資 3) 国債、大企業の株式・社債などへの5,000万円以上の投資 4) 定期性預金1億円以上の投資	6ヶ月

中小企業への普通株式1,000万円以上2,000万円未満の直接投資は数次の短期滞在VISAの発給対象者となります。

上記の中小企業とは事前に中小企業庁から認定を受ける必要を要し、認定を受けられる中小企業は、①中小企業法が定める中小企業、②少なくとも創業後3期以上の決算を終了している、③今現在の主要事業での存続性に問題がない、④債務超過の状態にないことを要件とします。ただし、既存の事業とは別個の新規計画事業については個別に判断するものとします。

在留審査の要件は以下のとおりとします。

- ①投資した運用資産を在留資格取得時及び更新時に立証すること
- ②管理のために本邦に滞在するに当たり十分な資力があることを証明すること（預金残高証明やクレジットカード与信枠などの証明）
- ③取締役役に就任した場合には、「投資・経営」へ在留資格を速やかに変更すること
- ④収入を伴う就労活動は、資格外活動許可を事前に取得すること
- ⑤所得税は利子配当や利息及び賃料収入額の10%を源泉分離課税として支払うか、総合課税のいずれかを選択すること。ただし、一旦定めた方法は少なくとも3年間に変更できない
- ⑥非居住者として住民税は非課税とするが、不動産資産の固定資産税の支払義務は負うものとする。国民健康保険への加入は認めない
- ⑦永住の申請は不可とする



中村 和夫さん プロフィール

PROFILE

行政書士中村和夫事務所代表。
<http://www.nakamura.jimusho.jp/index2.html>
 1999年行政書士登録。元メキシコ国営企業通訳官、スペイン等での海外駐在経験を活かして、顧問先数社の外国人雇用・採用コンサルティングを行っている。

Q:「資産運用・管理」の在留許可期間は6か月だけですか。

A: 更新の際に日本に来ることが必要で、その度にお金を落としてくれることを期待しています。一人当たり平均20万円を出費すると推定します。

Q:「資産運用・管理」を創設した場合、日本のメリットは何でしょうか。

A: メリットとして本邦への不動産投資や株式・債券投資、あるいは、それに付随する観光、メディカルツーリズムなどの長期滞在者をも取り込める可能性が高いことがいえます。経済効果は、年間数千億円規模にもなると推計されます。具体的には

①年間少なくとも2千人が、約1千億円以上の投資すると推計します。内訳としては、不動産で1,000人（300億円）、株式・債券等の運用で700人（350億円）定期預金による運用で300人（300億円）。

②投資家の来日による日本国内での出費が、一人当たり平均で25万円を年2回出費すると推定して、約10億円が国内で消費されます。

外国人投資家の申請代理人の特例として指定代理人制度（例えば行政書士や弁護士など）を利用すれば、本人が国外に居ても認定証明書交付申請ができるようになり、外国人にもメリットが高いと思われます。ただし、更新の場合には指定代理人制度は不可とします。そうしないと日本に来てお金を落としてくれないからです。

Q: なるほど。外国人を呼び込むことで日本の経済も潤うことになるんですね。でも、在留資格の創設には法改正が必要ですね。

A: 法改正によって新たな在留資格創設が難しいのであれば、特定活動「医療滞在」の例にならって法務省令による特定活動の一つとして、裁量的な在留資格として創設すると、省令の改正だけでよいと思われます。

医療ツーリズムのように6か月という短期間で外国人投資家を呼び込むという在留資格の創設で、外国人投資家と日本双方のメリットが得られるというお話でした。続いて、足利弥生さんに投資ビザ「震災復興プロジェクト」を提案していただきました。

日本の経済成長を見据えて ～投資ビザ「震災復興プロジェクト」の提案～

1.日本の現状と移民政策の目的

東日本大震災からはや1年…。振り返れば、昨年2011年は欧州発の金融危機による経済不安、オーストラリアやタイの洪水、ニュージーランドと日本の大震災という自然災害と世界的にも不安定であった年で、多くの人が将来のこと、安定した生活を求めて他国への移動を真剣に考えたことも記憶に新しい。日本においても、過去最大20万人超の人口自然減、多くの在日外国人の帰国による労働力の低下、被災地における経済復興など、懸案事項は山積みです。

一般的に、移民国家といわれる国、アメリカやオーストラリア、カナダなどは、移民を受け入れることにより人口を増加させ、経済活性化=国益につなげるという目的のために政策を実施しています。

経済を活性化させるために移民政策として重視されることは、①財政確保、②国力となる高度人材の確保、③（国民の）雇用創出です。どのタイプのビザを毎年どの位発給する、という規定をすることで人口政策の一環としてコントロールしています。

これに対し、日本は歴史的にも個々の滞在理由に準じた「在留資格」を与え、入国管理をすることが目的

で、外国人から国益につながる経済効果を重視した管理方法を目的とはしていません。しかし、近年の法務省による改正は徐々に経済効果を意識した方向へと転換してきていることを実感しています。

事例として、中国国籍の短期滞在ビザ取得の緩和、メディカルツーリズムを意識した医療ビザの構築、昨年のタイ洪水時、日系企業で勤務していたタイ人の特定活動としての特別受入れ、そして、高度人材確保のためのポイント制導入による在留資格の構築－永住ビザへの要件緩和などです。

今の日本は、GDP世界第3位とはいえ、国の財政は貧窮状態で、復興に要する2011年～2015年度必要経費を19兆円と見込み、うち10.5兆円を「復興税」「復興債（国債）」でまかない、5兆円を政府が保有する株（JT）の一部売却などでまかなう予定です。（2012/1/1付日経新聞）しかし、海外と比較して復興債の難点は利率が非常に低い点と償還に25年という長期を要する点です。復興における課題を「投資ビザ」という形で実現できるのではないかと考え、各国の比較をふまえて提案したいと思います。

2. 各国の投資ビザについて

日本にも「投資・経営」という在留資格が存在しますが、いわゆる移民国家でいう「投資ビザ」とは全く異なるものです。

一般に「投資ビザ」とはある一定金額を一定期間その国へ投資することにより、国への経済効果を生むことで永住権を付与するタイプが主流です。申請者はその投資からの配当や利益を得られることもあります。

投資ビザの意図として申請者に対し、事業をしていた経験や投資経験をもとに、その投資先の国においても投資や事業設立などを行うことによる雇用創出を含めて、さらなる経済活性化を生みだすことが期待されます。そのため、ほとんどの国も要件が似ており、永住では必ず求められる英語力はほぼ要求されず、かわりに、投資・事業に関する要件が存在します。一般的な永住権への道のりでは必須の英語力や職業などのスキルが問われることがないため、資産がある人には近道となるケースもあります。

受入側の国としては、この投資資金を多様な形で活用し、何よりもまとまった多額の資金を集められることで経済活性化のスピードを早めることが可能となりますが、今のところ、日本にはこのタイプの在留資格は存在しません。

〈「投資ビザ」の要件と経済効果〉

主な要件	期待する経済効果
年齢	1. 事業経験者による直接投資＝起業
投資金額	2. 雇用創出
総資産（投資金額とは別に）	3. 国益となる投資効果
ビジネス経験	
英語力（ほとんど設けていない）	
滞在義務＝永住としての義務	
起業意志	

投資ビザといっても国によってタイプが異なり、代表的な国の投資ビザを3つのタイプに分類してみました。各国投資ビザは数種類存在する国もあるため、ここではより金額的にも近いものを比較対象としています。

<国営型>

オーストラリアやカナダが実施している投資ビザは投資対象商品が申請者によって選択できず、国で規定している国の債券や貸付に対して投資するタイプの「国営型」といえます。

①オーストラリアの場合

投資対象は州政府債券となります。申請時に居住予定州を決定し、州政府へ申告すると一定条件を満たした場合は「スポンサー」としてビザ申請を支援し、通常より低い経済要件で申請が可能となります。そして該当州政府債券を購入し、ビザ期間中は2年以上その州に居住する義務、ビザ期限内は投資義務が発生します。州政府債券はホームページ上でその利率が随時確認できるようになっており、投資ビザ期間中の配当は半年ごとに受け取ることが可能です(現在は平均4%前後)。

②カナダの場合

投資対象は国の貸付になり利息は0ですが、元本保証(債務担保保証)という形で必ず返済されます。居住地はどこでも問われません。

どちらも安定した商品への投資ということで、申請者が投資商品に対しては比較的安心して利用できるものです。利用目的は、各国ともにその公共事業にあてることが多く、特にオーストラリアのプログラムについては州政府と密接な連携をすることで財源確保につなげ、かつ、州によっては事業プランを提示し、投資家としてビザ発給後は事業設立を義務づける州もあります。

<民間型>

ニュージーランドが実施している投資ビザは政府が「投資と認定するもの」から申請者が自由に組み合わせて、合計金額が投資金額要件を満たすことでビザ発給となる「民間型」になります。この政府認定の投資はかなりバラエティーがあり、商業的利益をもたらすもので潜在的にニュージーランド経済に貢献するもの—具体的には政府債券・ニュージーランド民間企業社債・銀行株・債権・株式や不動産(新規開発で投資目的限定)などになります。従って、この投資ビザ目的のためにされた投資は具体的な利用目的があるというよりも、全般として官民に対しニュージーランド経済に貢献するという位置づけになっています。また、もうひとつの特徴としては投資家たちの移動を極力緩和するために年間146日の滞在でこの投資ビザを維持することが可能という優遇措置が取られており、他国に比較してこの滞在期間はかなり短期になっています。

*表参照: 基本的に各国の永住ビザは「永住者としての最低滞在日数を満たす義務」が課せられています。

<プロジェクト型(民間)>

アメリカは1990年に雇用創出を目的としてEB-5というビザを制定し、同ビザは時限法として2012年10月



足利 弥生さん プロフィール

PROFILE

AOM Visa Consulting 代表。 <http://aom-visa.com/>
慶応義塾大学法学部(政治学科)卒業。
オーストラリア大使館 査証担当官として9年間勤務。

に終了予定になっています。各事業のプロジェクトに準じて雇用が必要になるため、このプロジェクトベースで資金集めのために民間会社がファンドを構築し、申請者はファンドに投資することにより、結果として雇用を生み出す、という理論です。特に失業率の高いエリアなどは地域センターという形でファンドを認定し、このファンドに投資することで結果として10人以上雇用が証明できれば永住権を取得できるものです。投資金額はUS50万\$以上（1\$80円換算で約4000万円）と規定されていますが、それ以外の条件がほとんどなく、年齢、資産、ビジネス経験などが問われず、かつ、この投資期間中も、雇用に際し、申請者が管理する必要はない寛容なものになっている点で、永住権希望者にとっては魅力的なものになっています。そして、事業投資のために、税金投入ではなく、外貨によって資金集めしていくという試みが非常にユニークです。

しかし半面、申請者は政府が認定した200以上のファンドから選択をしなければならず、かつ、どれも民間が構築しているため、必ずその投資が利益につながるか、そして雇用につながるかという保証はありません。あくまでも自己責任の世界であり、まさに投資商品を購入するように、自身の見極めが重要になってくるビザです。それでもアメリカ永住権に対する魅力は高く、圧倒的申請者である中国人を筆頭にこの外貨マネーの恩恵からアメリカ経済が救済されていることは事実です。このビザの特徴として、投資利用目的が明確で、かつどの事業に活用されているか見える点は申請者の立場からは良いのかもしれませんが。

<表：各国投資ビザ比較>

タイプ	国	投資ビザ 名称	要件	投資対象商品	投資用途
国営型	オーストラリア	州政府スポンサー付投資ビザ(165)	年齢：55歳未満 事業または投資経験：3年以上 投資額：AUD\$75万～（4年） 総資産：AUD\$112.5万～ 州によって事業プラン要 滞在：2年以上要	規定された州政府債券のみが対象（安定商品）	州政府スポンサーの場合、州のインフラ事業や社会サービスなど公共目的
	カナダ	カナダ連邦政府投資プログラム *ケベック州独自の投資プログラムが別に存在するが、英語圏の場合を紹介	年齢：要件なし 事業：マネジメント経験：2年以上 投資額：CAD\$80万～（5年） 総資産：CAD\$160万～ 滞在：2年以上要	政府指定の貸付となり、元本保証（安定） 又、頭金（CAD\$18万）による選択も可能	連邦政府における公共事業
民間型	ニュージーランド	投資ビザ（カテゴリー2）	年齢：65歳以下 事業経験：3年以上 投資額：NZ\$150万～（4年） 総資産：NZ\$100万～ 英語力：IELTS 3.0～ 滞在：年間146日以上要	基本、バラエティーに富んだ投資商品を自由に選択・組み合わせ可能	官民間問わず投資＝各界経済活性化を生み出すという概念
プロジェクト型（民間）	アメリカ	EB-5	年齢：要件なし 事業経験：要件なし 投資額：US\$50万（2年間） 2年後10名雇用創出証明 総資産：要件なし 滞在：年間180日以上要	政府認定している民間ファンドを購入 各ファンドは投資対象に準じて構築	雇用創出のための事業へ投資（特に失業率高い地域）

3. 日本に必要とされている投資ビザタイプは？

これらの3つのタイプをふまえて日本の投資ビザについて考えてみます。

今、日本を取り巻く環境は、①人口減少と少子高齢化、②莫大な財政赤字、③長引くデフレという状況下、経済成長が必須の現状です。震災復興にあたっては、資金集めが急務であり、しかも多額の資金が必要な状況です。そのため、他国の投資ビザの事例をふまえ、外国人からの「投資」を誘致することで在留資格を与えるという投資ビザを構築できないかと考える次第です。

現状、最も深刻かつ迅速な資金集めが必要な震災復興をふまえ、アメリカの「プロジェクト型」の投資ビザを日本の投資ビザモデルとして検討したいと思います。日本政府はこのビザを検討する場合、何に対して投資資金を利用するか、投資商品についての詳細など透明性のあるものを構築・提言する必要があります。

<提案> 震災復興を目的に復興特区において投資誘致する投資ビザプログラム

1. 投資金額・期間

- ・投資金額：2段階程度設け、高額ステージにはより優遇措置をとる
- ・投資期間：5年 居住期間が5年経過した際には永住申請への緩和も検討

現行では、永住権申請に就労資格で原則10年の居住が必要ですが、この期間をポイント制にならない5年間の居住とし、かつ投資期間も5年とすれば、投資期間満了時に永住申請への道がひらけます。万一、所定期間以前に解約になった場合はその時点で、在留資格も失うこととなります。投資金額については、2段階程度設け、高い金額にはより優遇措置をとることで、効率的に多額資金を集められます。

2. 投資商品

- ・復興特区専門のファンドを構築

復興債は存在しますが、利率が低いため、民間で発行済みの復興ファンドのように、民間企業からのブレンを集結活用し、この目的にのみファンドを構築し、政府が認定。申請者には定期的に配当が受け取れるようにするか、もし配当がない場合、利息0でも資金が戻ってくるようにします。

3. 投資利用目的

- ・被災者の住居や公共インフラ事業
- ・地域の雇用創出

震災復興を目的とするため、政府認定の復興特区への資金としてこの地域にのみ利用します。何に対して利用するか、各省庁の討議をふまえて、優先順位をつけて随時資金投入していきます。

4. 申請者の要件

- ・一定期間の事業経験
- ・一定期間のマネジメント歴
- ・事業を起こす又は事業のマネジメントにつき1人以上の日本人または日本永住者の雇用
- ・2年以上の居住
- ・金額の高いステージの場合は、一定要件を免除

震災地域に雇用創出し、被災地の生活復興への資金として期待されるため、申請者自身が一定の事業経験やマネジメント歴をもっていることで、居住期間中に事業を起こし、日本人または日本永住者を1人以上雇用する、という要件を課します。投資するのみではなく、居住することも要件とします。もし復興特区に事業展開や雇用創出した場合は要件緩和も考慮されるものとします。

また、投資金額が高いステージの方にはこれらの条件を免除するなど、差別化も検討できます。

5. 官民連携したファンドの創設で海外からの資金を活用し復興支援を

いかに外国人からみて魅力ある投資であるか、そして、意義ある投資であるかということをPRすること

で資金集めをすることは、アメリカの例をみても合理的であり、日本の震災影響の深刻さは世界的にも周知の通りです。そしてこの投資・資金誘致は政府省庁のみならず、官民連携してファンドなどを作ることで、より効果的なものになると期待します。

経済を効率的に、かつ国民の税金負担を極力抑えて循環させるために国内のみの力に頼るのではなく、海外からの資金を活用する、という考え方も在留資格と組み合わせることで、可能性は広がると感じています。

昨年のユーロ危機の際に個人投資家がキャンペーンを実施し、国民に対して「国債の日」を掲げ全体で34億7000万米ドルという記録的な注文が入り、少しは国の支援になったということがニュースで報道されました。イタリアは格付けが下がったといえ、まだ6%台という高利率の国債が存在します。これに比較して日本の国債は年0.18%（1月発行：固定金利3年の場合）。海外投資家からは魅力には程遠い数字と感じています。

また、「投資」を検討した場合、日本の不動産投資は外国人にも人気です。海外では、外国人は不動産が購入できない国や、オーストラリアのようにビザクラスによって「新規物件」しか購入できない国、ニュージーランドのように「投資」として認められるものを規定することで外国人からの投資を誘致・制御する国もあります。この点、日本は外国人が投資できる対象を在留資格の創設とともに再考すべきではと感じています。

別の問題として、国家財政を検討する上で移民国家と日本が大きく異なる点は永住者としての責務と外国人に対する社会保障が付与する権利です。移民国家は、原則、一定期間以上の滞在義務、国に対する責務が明確化され、一定義務を満たせない場合は、ケースにより、永住権を保持できなくなります。なぜなら永住者=税金利用者→社会保障が付与する権利あり、一時居住者=自己責任（税金は利用できず）→医療保険受給資格なく、自己負担と差別化しているため、永住者としての権利は責務を果たすことで維持できるシステムです。

根本的に日本は「永住権」を取得後、年間居住義務期間や国に対する責務を精査するしくみがなく、実際日本に長期居住していなくても税金が永続的に利用される状況です。加えてどの在留資格者（一時居住者）でも社会保障については国民保険や生活保護など外国人居住者にもカバーされている部分が大変多いため、この点の税金負担は他国移民国家に比較して多額負担となっているのが現状です。

国家財政と人口政策を含めた国力強化を検討していく上で、今後、この入国管理のあり方は経済効果としての国益を重視し、もっと活用できる面が多く存在すると認識しています。

以上、中村さんの外国人投資家に対する短期的な在留資格の提案に対し、足利さんからは長期的な永住も視野にいたった在留資格の創設をご提案頂きました。大震災という未曾有の出来事に直面し、日本だけでは復興が進まないのなら、海外から日本にきたいという投資家の資金を活用し、在留資格と連動させるというのは日本の国益という視点から考えても考慮すべきではないかと思います。実務家である皆様も、自分が立法するとしたらどこをどう変えるか、という視点を持って会としてどんどん提言していければと思います。

●行政書士ADRセンター東京

行政書士ADRセンター東京 03-5489-7441
電話相談：午前10時～午後4時（火曜日・木曜日・土曜日）

【ADRセンター東京の新機軸】

①多言語対応窓口の設置

現在ADRセンター東京では4分野（外国人の職場環境・教育問題のトラブル、自転車事故、ペットトラブル、居住用賃貸借建物の敷金返還・原状回復のトラブル）につき調停を実施していますが、次年度より多言語対応の窓口設置を検討しております。

多言語で対応できることのメリットは、相談者・当事者にとって自分が考えていること・感じていることを「自分のことば・感覚」で伝えられるということです。もちろん相談を受ける担当者、調停人はその言語についての素養が求められます。

まず手始めに「英語」から。初めは月1回程度の指定日を設置し、慣れてきたら週一くらいの指定曜日を設けて手続相談を開始したいと考えています。いずれ英語対応の調停手続をはじめたいと考えています。

②学校問題への取り組み

ADRセンターの一分野で「学校における外国人を一方当事者とした文化的価値の相違に起因して生じたトラブル」がありますが、解決の基礎となるものは日本人間のトラブルでも一緒です。これは、コミュニケーションの不足であったり、価値への理解不足から生じているものだからです。学校問題への解決の糸口のひとつに当センターが採用している対話促進型調停のスキルがありますが、今後ADRセンターでは、東京都北区にて実施した「学校におけるコミュニケーションスキルアップ講座」等を、他の地域でも展開していきたいと考えています。

●成年後見センター

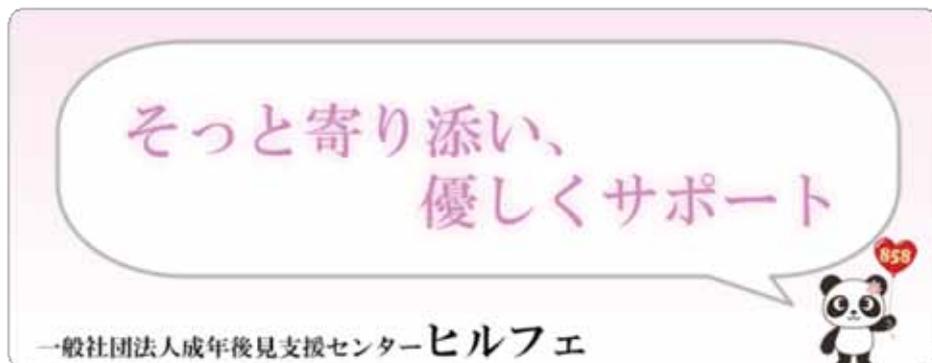
成年後見支援センターヒルフェ 03-3476-5131
電話相談・面談相談 月～金 午前時～正午 午後1時～午後4時
面談（予約制） 月・木 午前10時～正午 午後1時～午後4時

成年後見制度とは認知症のお年寄りや、知的障がいがある方が、現在の能力、財産を活かしながら終生その人らしい生活が送れるよう、支援する制度です。

成年後見制度は、平成12年4月に施行されて今年で12年目を迎えます。後見制度を利用する人の数も年々増えてきています。高齢化が進み、認知症や一人暮らしの高齢者も増え成年後見制度の必要性は高まっています。

東京都行政書士会では、社会貢献の一環として平成17年より成年後見センターを立ち上げ、後見人候補者となる人材を育成し、成年後見制度の普及促進に取り組んできました。平成23年からは、成年後見に関する専門団体として「一般社団法人成年後見支援センターヒルフェ」を設立し、ますますの成年後見制度の普及促進に努力しているところです。

ヒルフェでは、成年後見に関する無料相談を上記のとおり行っておりますので、お気軽にご相談ください。



<http://hilfe.jp/>

●市民相談センター

市民相談センター 03-5489-2411

電話相談：午前10時～午後4時（月曜日～金曜日）

【東日本大震災の中での市民相談センターの役割とその思い】

市民相談センターでは、今回の東日本大震災の直後より日本行政書士会連合会の要請を受け、市民相談センター内に、有志の相談員の尽力を得て、「行政書士会災害相談センター」を立ち上げ、また、昨年末には政府の原子力損害賠償支援機構の開設に伴い、相談員の支援機構への派遣を行い、東京電力への損害賠償請求に対する書類等の書き方や請求方法等に関し、電話での情報提供という形で支援させていただいております。

一方、原子力損害賠償支援機構においては、市民法務部の要請を受け、虎ノ門に昨年10月31日に開設された機構本社の4つのブースで、弁護士と共同で対処するかたち（行政書士は電話での情報提供、弁護士は対面相談）で業務を行っております。

現在、政府・マスコミ報道にも顕著なように、東電賠償支援の方針は日々刻々と変化しています。我々相談員は、諸機関と連携しながら、被災された方々の救援の声に真摯に耳を傾け、被災者・被害者の方の一助になりたいと願っております。

(担当：青山純子)



東京都行政書士会のインターネット広報について

東京都行政書士会では、公式ウェブサイトを中心にインターネットによる広報も行っています。「公式ウェブサイト」では、行政書士業務の紹介から無料相談会・講演会のお知らせまで、皆さまに役立つ情報を配信しています。また、動画サイト「YouTube」を利用し、月に1、2回程度、中西豊会長からのお知らせをメインに行政書士会の動向などを動画で紹介しています。動画については、会長ほか東京会会員の協力のもと内容の充実を図っていますが、今後も皆さまが楽しめる動画をお届けする予定です。楽しみにしてください。さらに、忘れてはならないのが、「東京会公式ツイッター」です。一昨年3月にはじまった公式ツイッターは、行政書士のための情報ツールとして、いまや欠くべからざる存在となっています。行政書士ばかりでなく、一般の皆さまにとっても役に立つ情報もあるかと思えますのでアクセスしてみてください。

「公式ウェブサイト」は、平成14年に発足し、平成21年6月の全面リニューアル以来、好評をもって迎えられてきました。『Puente』のバックナンバーもこちらでご覧いただける他、SHIBUYA-FMで放送中の『教えて! 行政書士さん〜渋谷から明日を笑顔に』の放送音源も今後掲載する予定です。また、東京会の会員につきましては、「会員用サイト」経由でインターネット研修ができるようにし、行政書士としてのレベルアップ及び資質の向上を図っていきます。

スマートフォン時代において、インターネットによる情報提供は必要不可欠と考えます。そのため、インターネットによる広報については、今後益々コンテンツを充実させ、有益な情報を提供してまいりますので、ぜひご覧になり、お役に立てていただければと思います。

- 東京都行政書士会公式ウェブサイト <http://www.tokyo-gyosei.or.jp>
- 東京都行政書士会 YouTube チャンネル <http://youtube.com/Tokyogyosei>
- 東京都行政書士会公式ツイッター <https://twitter.com/#!/TokyoGyoseiAssn>

編集後記

広報部長 森山 潤

記録的な大雪で各地に災害を引き起こした冬が終わり、彼岸も過ぎて草木が弥生る春となりました。季節は廻り、桜前線の話が賑やかです。桜の花芽は、冬に十分に気温が下がらないと成長しないと読んだことがあります。寒気の影響で気温が平年よりも低かった今年は、東京都心の桜の開花も少し遅いようですが、この冊子がお手元に届く4月初旬頃には、例年よりも美しく満開を迎えていることでしょう。

東日本大震災と、それによって起きた福島第一原発の事故から、1年が経ちました。原子力発電を巡っては、この1年間さまざまな議論が繰り返されてきましたが、国の方向性は未だに定かではありません。福島原発事故独立検証委員会は、2月末にまとめた報告書で、原子力安全・保安院、原子力安全委員会などの縦割り行政の弊害と、電力会社に丸投げ同然の検査体制を指摘しましたが、懸案となっている原子力規制庁の発足はこれからです。このような状況下で、定期検査中の関西電力大飯原発3・4号機のストレステストの1次評価が原子力安全委員会です承され、再稼働に向けた政治判断が行われることになりました。北海道電力泊原発3号機が5月5日に定期検査で停止しますが、それまでに大飯原発が再稼働しない場合、日本にある54基の原発はすべて停止することになります。それでも、今夏の電力が賄えるかどうか、原発の存廃問題に一石を投じることになりそうです。

原発論議はさておき、震災は過度に電気に依存したモノとカネ漬けの我々の生活を見直し、人の命や人と人とのつながりなど、「目には見えないが大切なもの」について改めて思いを致す契機となりました。ところで、精神科医の斎藤環氏が、「絆はがんばって強めたり深めたりできるものではない。それは『気がついたら結ばれ深まっていた』という形で、常に後から気付かされるものではなかったか」（毎日新聞「時代の風」2011.12.11）と述べているのが心に残ります。本誌コラムで、亀山郁夫東京外国語大学学長が述べておられる「共感能力」が、キーワードになるのかも知れません。

さて、「絆」が叫ばれる毎日ですが、現実には孤立死が相次ぎ、東京都の一世帯当たりの平均人数が2人を割り込むなど、都市部での高齢化、孤立の問題が深刻さを増しています。『プエンテVol.3』では、近く到来する超高齢社会を前に、悔いのないエンディングに向けて「老後をどこで生きるか?」を特集しました。また、TPPが法律系士業に与える影響や、バランスシートに現れない無形の資産である「知的資産経営」の導入現場、わが国の入管法への新たな提言など、震災以降の価値観の大転換期にあって、社会や企業のこれからの占うテーマを選んで先取り取材しました。ご一読ください。

行政書士とうきょう増刊号 Puente VOL.03 号 平成 24 年 4 月 5 日発行 定価 200 円 (送料別)

購読をご希望の方は、東京都行政書士会事務局までお問い合わせください。

編集 東京都行政書士会広報部
編集委員長 森山 潤
編集委員 田村通彦 小網淳一
高橋敦子 武田敬子
梶原恭子 青山純子
森 紋子 大門則亮
勝山 徹 益子光宣

発行人 東京都行政書士会
会長 中西 豊
〒153-0042 東京都目黒区青葉台 3-1-16
TEL03-3477-2881 FAX 03-3463-0669
印刷所 小宮山印刷株式会社

■本誌記載記事の無断転載・複製を禁じます。